

宮崎市 国土強靱化地域計画

令和2年9月



令和6年3月一部修正

目次

第1章 宮崎市国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け	
第1節 宮崎市国土強靱化地域計画の趣旨	1
第2節 市地域計画の位置付け	1
第3節 計画期間	1
第2章 基本的な考え方	
第1節 基本目標	3
第2節 事前に備えるべき目標	3
第3節 基本的な方針	3
第3章 市の地理的特性及び災害想定	
第1節 地域特性	5
第2節 災害想定	7
第4章 脆弱性評価	
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	17
第2節 脆弱性評価結果	19
第5章 市地域計画の推進方針	
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	41
第2節 指標	80
第6章 市地域計画の推進と不断の見直し	85
用語解説	86

(注) 本書の元号については、本計画策定時点のものを使用している

第1章

第1章 宮崎市国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け

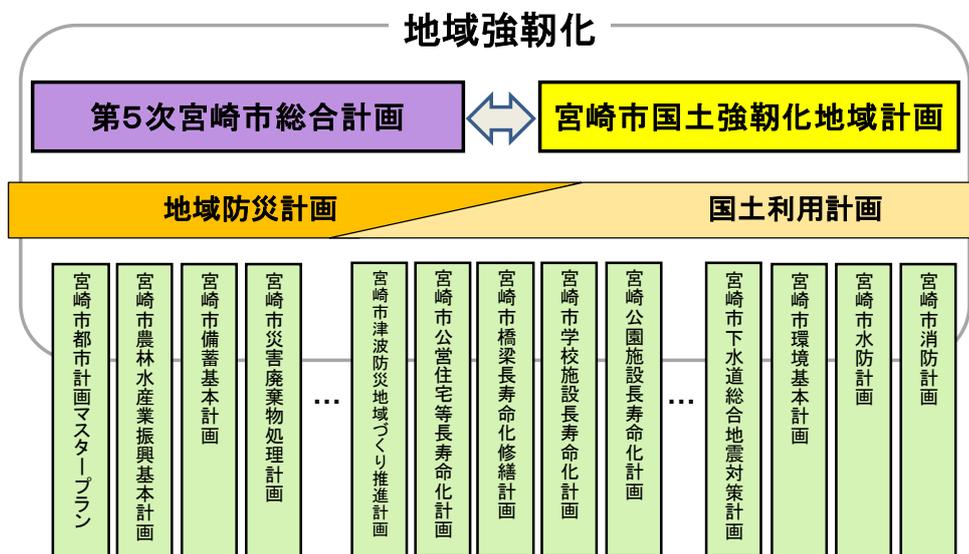
第1節 宮崎市国土強靱化地域計画の趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年（2014年）6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を、また、宮崎県においては、平成28年（2016年）12月に「宮崎県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

宮崎市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）は、これまでに取り組んできている防災・減災対策の取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

第2節 市地域計画の位置付け

市地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第五次宮崎市総合計画（以下「市総合計画」という。）との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。



第3節 計画期間

市地域計画の内容は、国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

なお、今回の計画期間は、市総合計画の基本計画の終期と合わせ、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年度間とする。

第2章

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる。
- (4) 迅速な復旧復興が図られる。

第2節 事前に備えるべき目標

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- (5) 大規模自然災害発生直後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- (6) 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともにこれらの早期復旧を図る。
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (8) 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 地域強靱化の取組姿勢

- ・市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。

- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章

第3章 市の地理的特性及び災害想定

第1節 地域特性

1 位置・地勢

(1) 位置

本市は、宮崎県のほぼ中央に位置し、東は風光明媚な砂浜と波状岩の海岸線であり、西は小林市・都城市・三股町、南は日南市、北は新富町・西都市・国富町・綾町とそれぞれ接している。

また、東西に約29km、南北に約38kmの市域を有し、市域の総面積は643.67km²である。

■位置及び面積

北 緯	31° 43' 16" ~ 32° 03' 57"
東 経	131° 11' 21" ~ 131° 30' 21"
面 積	643.67 km ²
東 西	29.9 km
南 北	38.3 km
海岸線	47.124 km

(2) 地勢

市の北部から西部にかけて丘陵地が連なり、南部は鱈塚山系、双石山系で占められる。市内の北端には一ツ瀬川が、中央部には大淀川、清武川、加江田川などが西から東に貫流し、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいる。

東部の海岸線は、延長は約47kmにおよび、間に宮崎、青島、内海、野島などの港湾・漁港を形成している。

北、西、南に連なる丘陵は第三紀層からなり、中央に広がる宮崎平野は沖積層からなる。

2 地形・地質

(1) 山地・斜面

市南部の山地は、双石山脈に属する。この山地は、第三紀層によって構成され、砂岩泥岩互層、砂岩、砂岩が優勢な互層、泥岩が優勢な互層からなる。砂岩泥岩互層は、市南東部に分布し、厚さ10cm以下の砂岩と泥岩の規則的な互層で、海岸部では波蝕棚を形成している。

また、顕著なケスタ地形を形成している他、段丘の基盤を構成する。ケスタ地形のバックスロープ側には、多くの地すべり地形がみられる。

(2) 崖錐

山地内や斜面上部からもたらされた土砂が、山地の斜面下部に堆積してできた斜面地形で、円錐形を成す。市南部の斜面下部に多く分布する。

(3) シラス台地

約2万年前に鹿児島湾の始良火山より噴出した火砕流堆積物である。大淀川沿いに分布する他、大淀川と清武川にかけての谷沿いにも分布する。

(4) 段丘

河川的作用によって形成された河岸段丘は、礫によって構成されており、大淀川、清武川、加江田川沿いに分布する。海的作用によって形成された海岸段丘は、大淀川河口部両岸に分布しており、砂層からなる。一部、段丘崖が不明瞭な部分がある。

(5) 自然堤防

自然堤防は、河川沿いに砂が堆積してできた帯状の微高地である。本市では、大淀川、清武川、加江田川の流路沿いに帯状に分布する。

(6) 谷底平野・氾濫平野

谷底平野は、山地・丘陵地あるいは台地、段丘を刻む川が、土砂を堆積してできた平坦な土地で、主として砂、シルト、泥からなる。本市では、大淀川、清武川、加江田川及び支流沿いに分布する。

氾濫平野は、河川の堆積作用によって形成された広く開けた土地で、砂、シルト、泥からなる。本市では、大淀川、清武川、加江田川の下流部に分布する。

(7) 後背湿地

沼沢性起源の低湿地で、粘土や泥炭質の堆積物からなる。本市では、清武川下流部付近、新別府川下流付近、檍地区、阿波岐原町、新別府町付近の砂丘間低地に分布する。

(8) 旧河道

過去の河川流路の跡で、周囲の低地より低い低湿地である。主に粘土や泥炭質の堆積物からなる。本市では、新別府川、八重川下流に分布する。

3 気象概況

本市の気候の特徴は、南海気候区に属する温暖な地域であり、黒潮の影響で寒暖の差が比較的小さく、また、全国的に降水の多い地域でありながら、日照時間が長いのが特徴である。

4 人口

本市の人口は、市制施行時には約4万人であったが、その後、市域の拡大や自然増、社会増により平成7年には約30万人を超え、平成18年1月及び平成22年3月の合併により約40万となった。

第2節 災害想定（出典：宮崎市地域防災計画）

1 風水害

（1）既往災害の事例

昭和30年代後半からの治山治水事業対策の進展、災害対策基本法による防災体制の充実、気象観測施設の整備、情報伝達手段の発達や普及等により、近年においては大規模な自然災害による被害は全般的に減少している。しかし、小規模な河川の溢水、住家の床上及び床下浸水、崖崩れ等、大雨が降れば何らかの災害が発生している。

本市においても梅雨前線による集中豪雨や台風の影響による大雨の度に災害が発生している。

1) 水害

過去の水害事例は、集中豪雨や台風による風水害がほとんどである。

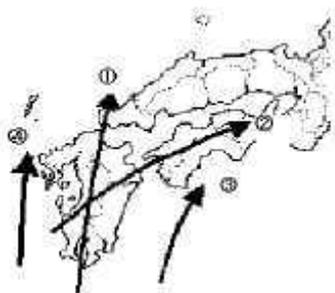
■既往人家、家屋被害等の最多記録（昭和20年以降）

内 訳		数	備 考
人的被害数	死 者	2 人	(昭和 20 年 9 月 17 日～台風)
	重 軽 傷	36 人	(昭和 44 年 8 月 21～22 日～台風)
最多住家被害数	全 壊	604 戸	(平成 17 年 9 月 4 日～6 日～台風)
	半 壊	1,296 戸	(平成 17 年 9 月 4 日～6 日～台風)
	床上浸水	2,058 戸	(平成 17 年 9 月 4 日～6 日～台風)
	床下浸水	6,544 戸	(昭和 46 年 9 月 20～22 日～集中豪雨・台風)

2) 台風災害

本市は、県土の地理的条件（九州の東部に位置し、東は日向灘、南は志布志湾を隔てて太平洋に面し、北と北西は高く険しい九州山地を境にして熊本県、大分県に接し、南西は霧島山系を境界にして鹿児島県に連なっている）から、過去に台風による水害の被害を受けてきた。県土に被害をもたらした台風の経路は、次のとおりである。

■宮崎県に被害をもたらした台風の経路（昭和 24 年～平成 20 年）



①九州南部に上陸した九州縦断	13個
②九州西部に上陸した九州斜断	6個
③日向灘を北上	7個
④九州西方海上を北上	12個
⑤その他	4個

3) 低気圧と前線

低気圧や前線も水害を起こしやすい。その雨量は時に日雨量が400mmに達することもあるが、一般には河川に洪水を起こすほどの雨量に達することは珍しい。普通1回の低気圧がもたらす雨量は夏期50～100mm、冬期は10～40mm程度である。

しかし、前線が停滞する梅雨時期、秋雨時期又は台風前面の前線などのいわゆる停滞前線は雨量が多く、過去に土砂災害などの被害を起こしてきた。

■総降雨量と水害の種類・程度

被害種類 降水量	床下浸水	床上浸水	田畑の浸水	がけくずれ	死者
200 mm以下	なし	なし	少	少	なし
300 mm	急に増加	少	急に増加	急に増加	なし
350 mm以上	甚大	急に増加	甚大	甚大	急に増加

4) 災害特性

本市は、近年の水害から次のような特性を有していると考えられる。今後も、水害（特に前線による大雨）について気象現象の特徴を整理し、気象情報の収集（雨の降り方、特に時間雨量や日雨量）及び伝達を的確に実施できる体制確立のための基礎資料とする必要がある。

- ①台風・集中豪雨、河川の溢水・浸水などの多様な災害を受けやすい環境
- ②大規模な堤防の決壊等の危険性と併せて支流においても短時間に降雨が流下するために生じる本川との合流付近での溢水などの危険性が存在する。
- ③土砂災害並びに浸水等の水害危険性でいずれも広範囲に想定される。

(2) 災害の想定

人命や家屋等の財産、農産物や農林水産業施設等に大きな影響を与える風水害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川氾濫による水害、高潮、火災・竜巻等の予知できない災害が考えられる。

ここでは、地質、地盤状況や地形的要素、過去の災害事例等を考慮し、本市における災害を想定する。

1) 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因とする水害が多く、過去の災害事例を見ても例外ではない。水害には、低地での浸水被害や溪流での鉄砲水等による土石流、急傾斜地や地すべり地での法面崩壊、山腹崩壊がある。

①水害

市には、過去の災害からも大雨時の溢水や河川等への被害が発生する等水防上重要な地点が存在する。これら重要水防区域等の河川による浸水、溢水等の水害を想定する。

河川の洪水氾濫は、国及び宮崎県の洪水氾濫解析による想定結果から大淀川及び本庄川流域、一ツ瀬川・三財川流域では最大浸水深5 m～10 m未満の浸水が想定され、清武川、加江田川、石崎川、瓜田川、大谷川流域では最大浸水深3～5 m未満、新別府川、八重川流域では0.5～3 m未満の浸水が想定される。

浸水想定区域は、次のとおりであり、想定結果は洪水ハザードマップに示している。

■洪水氾濫対象河川

河川名	前提となる降雨	確率年	対象区間	管理者	公表年月日
大淀川 本庄川	計画規模 458mm/24時間 ・ 想定最大規模 612mm/24時間	150年に 一度程度 ・ 1000年に 一度程度	[大淀川]宮崎市高岡町浦之名字古川4576番地の1地先の柚木崎橋から海まで [本庄川]綾町大字入野字中川原118番の2地先から大淀川への合流点まで	宮崎河川 国道事務所	平成28年 8月30日
清武川	計画規模 333mm/12時間 ・ 想定最大規模 587mm/12時間	50年に 一度程度 ・ 1000年に 一度程度	[左岸]宮崎市清武町船引字黒北南3611番2地先から海まで [右岸]宮崎市清武町船引字安ヶ野2357番3地先から海まで	宮崎土木 事務所	平成31年 3月28日
加江田川	計画規模 212mm/6時間 ・ 想定最大規模 474mm/6時間	10年に 一度程度 ・ 1000年に 一度程度	[左岸]宮崎市大字鏡洲字前田1556番地先から海まで [右岸]宮崎市大字鏡洲字中山1790番地先から海まで	宮崎土木 事務所	平成31年 3月28日
一ツ瀬川 水系 一ツ瀬川 三財川	計画規模 300mm/9時間 ・ 想定最大規模 404mm/9時間	70年に 一度程度 ・ 1000年に 一度程度	[一ツ瀬川]西都市大字穂北杉安橋から海まで [三財川]西都市大字上三財元山橋から一ツ瀬川への合流地点まで	西都土木 事務所	平成30年 12月6日
石崎川	計画規模 308mm/24時間 ・ 想定最大規模 1134mm/24時間	50年に 一度程度 ・ 1000年に 一度程度	[左岸]宮崎市佐土原町下那珂字浮橋有喜橋から海まで [右岸]宮崎市大字広原字稻荷出有喜橋から海まで	宮崎土木 事務所	平成30年 12月6日
大淀川 水系 新別府川	計画規模 245mm/12時間 ・ 想定最大規模 629mm/12時間	50年に 一度程度 ・ 1000年に 一度程度	[左右岸]宮崎市村角町花ヶ島橋から大淀川への合流点まで	宮崎土木 事務所	平成30年 12月6日
大淀川 水系 瓜田川	計画規模 308mm/24時間 ・ 想定最大規模 953mm/24時間	50年に 一度程度 ・ 1000年に 一度程度	[左岸]宮崎市高岡町小山田字深坪梅木田橋から大淀川への合流点まで [右岸]宮崎市高岡町小山田字宗栄司梅木田橋から大淀川への合流点まで	高岡土木 事務所	平成31年 3月28日
大淀川 水系 大谷川	計画規模 440mm/日 ・ 想定最大規模 953mm/24時間	40年に 一度程度 ・ 1000年に 一度程度	[左右岸]宮崎市大字浮田字出ノ中宮前橋から大淀川への合流点まで	宮崎土木 事務所	平成31年 3月28日
大淀川 水系 八重川	計画規模 470mm/日 ・ 想定最大規模 953mm/24時間	50年に 一度程度 ・ 1000年に 一度程度	[左岸]宮崎市古城町岡ノ原6番1地先から宮崎市大字田吉字西田西田橋まで [右岸]宮崎市源藤町南田68番1地先から宮崎市大字田吉字西田西田橋まで	宮崎土木 事務所	平成31年 3月28日

②土砂災害

ア 土石流及び崩壊土砂流出

本市には、多数の土砂災害危険箇所が分布し、これら危険箇所における土石流危険渓流及び崩壊土砂流出による住宅や道路等への被害を想定する。

イ 急傾斜地崩壊

本市には、急傾斜地近傍に住居が立地する箇所が多数見られる。地形条件で制約される上に、脆弱なシラス土壌などの弱い土質が表面を覆っているため、急斜面は全体的に崩壊の危険性をはらんでいる。そのため、市内に多数分布する急傾斜地崩壊危険箇所及び山腹崩壊危険地区等の斜面崩壊による住宅や道路等への被害を想定する。

ウ 地すべり

地すべりは、切土や盛土といった斜面の造成による地形の改変や梅雨期や台風期の降雨によって動きが活発になる場合が多い。市内にも地すべり崩壊危険箇所があることから、地すべりによる住宅、道路等への被害を想定する。

2) 高潮

本市は日向灘に面する長い海岸線を有しており、台風が九州に接近する場合、高潮が発生する可能性がある。

過去の台風来襲時には沿岸各地で高潮による被害が発生していることを踏まえ、本市の沿岸域は高潮の発生する地域として想定する。

3) 火災

本市では、木造住宅の密集地、消防自動車進入困難地域、危険物の集積及び取り扱い品目の危険性が大きい地域等での火災を想定する。

4) 竜巻

竜巻等の突風は、台風や寒冷前線等の活動により発生し、その猛烈な風で建築物を倒壊させたり、発生した飛散物が人や建物に甚大な被害を与える。

宮崎県全体の竜巻等突風の発生確認件数は全国4位（1991年から2017年の統計では27個）であり、本市においても竜巻等が発生する可能性があることを想定する。

2 地震・津波

(1) 既往災害の事例

県周辺地域において、発生した被害地震を列举すると次のようなものがある。

過去の調査・観測により県周辺で発生している地震の震源分布は日向灘沖に震源が集中していることが明らかになっている。また、数は日向灘沖ほど多くはないものの、えびの市、小林市付近でもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

一般的には日向灘沖の地震はプレート型の地震であり、県内陸部で発生し、大きな被害を

もたらす地震は直下型地震であると考えられている。これまでの知見ではプレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生させることが分かっている。これに対して内陸型（直下型）地震では発生周期が比較的長くマグニチュードもあまり大きくないことが多いが、地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害を発生させることが知られている。

県内の活断層はほとんど知られていないが、過去に発生した1968年のえびの地震では、えびの市周辺で住宅の全半壊や多数の崖崩れが発生した。えびの地方では1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

■ 県内の大規模地震発生 の概要

No	年代	名称・地域	震源規模	被害概要
1	1662年10月31日	日向・大隈	7.6	死者多数、潰家3,800戸
2	1769年 8月29日	日向・豊後	7.4	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多数
3	1899年11月25日	宮崎県沖	7.6	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903[明治36]年10月11日	宮崎県沖	6.2	灯台破損
5	1913[大正 2]年 4月13日	宮崎県沖	6.8	壁の亀裂等
6	1929[昭和 4]年 5月22日	宮崎県沖	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931[昭和 6]年11月 2日	宮崎県沖	7.1	死者1、負傷者29、全壊5、半壊21、一部破損多数
8	1939[昭和14]年 3月20日	宮崎県沖	6.5	死者1、負傷者1、半壊1、一部破損多数
9	1941[昭和16]年11月19日	宮崎県沖 日向灘沖	7.2	負傷者5、全壊1、一部破損多数
10	1946[昭和21]年12月21日	紀伊半島沖	8.0	負傷者5、半壊3、家屋浸水1,165
11	1948[昭和23]年 5月 9日	日向灘	6.4	壁土落下等
12	1960[昭和35]年 5月23日	チリ地震	9.5	床上浸水168戸、床下浸水145戸、船舶被害32隻
13	1961[昭和36]年 2月27日	宮崎県沖	7.0	死者1、負傷者4、全壊1、半壊4、一部破損104
14	1968[昭和43]年 2月21日	えびの	6.1	負傷者35、全壊451、半壊896、一部破損3,597
15	1968[昭和43]年 4月 1日	宮崎県沖	7.5	負傷者15、半壊 1、一部損壊9
16	1969[昭和44]年 4月21日	宮崎県沖	6.5	負傷者2
17	1970[昭和45]年 7月26日	宮崎県沖	6.7	負傷者13、道路決壊2、山崩れ4
18	1984[昭和59]年 8月 7日	九州東南沖	7.1	負傷者9、一部損壊319
19	1987[昭和62]年 3月18日	宮崎県沖 [日向灘]	6.6	死者1、負傷者6、一部損壊432 道路損壊、山崩れ、崖崩れ等

(2) 災害の想定

1) 想定対象とした震源

静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上、東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などがたびたび発生している。国（2012.8）、県（2013.10）は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の想定を公表した。

本市においても、国や県の想定と同様に「南海トラフの巨大地震」を想定対象とする地震

として選定し、宮崎市防災アセスメント（地震・津波被害想定）調査を実施した。

2) 震源モデル

宮崎県は、平成9年に実施した「宮崎県地震被害想定調査」において、県への影響及び地震発生切迫性を考慮し、3地震（日向灘北部（M7.5）、日向灘南部（M7.5）、えびの小林地地震（M6.5））を対象地震として選定した。その後、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成25年に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、津波を発生させる可能性のある南海トラフの巨大地震による被害想定を明らかにした。

この被害想定における南海トラフ巨大地震の震源モデルは、東海域～日向灘域までの範囲を震源としたものを「内閣府モデル」、南海域～南西諸島海溝域までを震源としたものを「宮崎県独自モデル」として設定している。

また、宮崎県は令和3年に日向灘地震に係る「宮崎県地震・津波被害想定更新調査」を実施し、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.6とした被害想定を公表した。

■各震源域におけるマグニチュード一覧

南西諸島	日向灘		南海	東南海	東海	えびの 小林地地震
	南部	北部				
	7.5	7.5	8.6	8.2	7.96	6.5
			8.3			
			8.6			
			8.7			
内閣府モデル：本調査対象：8.9 (9.1)						
宮崎県独自モデル：本調査対象：9.0 (9.1)						

注) カッコ内は津波

3) 津波発生の想定

上記の地震が発生した場合、下表のような津波発生が想定される。

■2つのレベルの津波

レベル	津波災害対策の基本的な考え方
レベル1 (L1) 最大クラス (L2) の津波に比べて津波高は低い、発生頻度が高く大きな被害をもたらす津波	人命保護に加え、住民の財産保護、地域経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、国、県等関係機関と連携し、地域特性を考慮したうえで河川・河川堤防の改修、海抜の低い地域への防潮堤や防潮扉等の海岸保全施設の整備を推進する。
レベル2 (L2) 発生頻度は低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上、津波時の指定緊急避難場所や避難路の指定・整備、警戒避難体制の整備などの対策を実施する。

(3) 地震・津波被害想定の結果

宮崎市防災アセスメント調査（平成26年3月）に基づき、南海トラフ巨大地震による被害想定を次のとおり整理する。

1) 建物被害

宮崎市における全壊・焼失棟数は、住宅、飲食店などで火気使用が最も多くなる冬18時が最も多く、29,000棟と想定される。震度6弱以上となる宮崎市では、揺れによる全壊が66%と最も多く、次いで津波（17%）、液状化（9%）、火災（8%）による焼失であり、急傾斜地崩壊による全壊は0.2%である。

また、建物被害率（全壊・焼失）をみると、宮崎市は21%であり、宮崎県の18%を3ポイント上回ると想定される。宮崎市の中でも建物被害率（全壊・焼失）が高い地区（上位5地区）は、揺れや津波による全壊が多い青島、櫛、佐土原、木花地区、揺れや火災による全壊・焼失が多い東大宮地区である。

■建物被害（全半壊棟数）

季節・時間	全半壊棟数（棟）					
	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	津波	火災	合計
	全壊	全壊	全壊	全壊	焼失	全壊・焼失
冬18時	2,500	19,000	70	5,000	2,200	29,000

2) 人的被害

①死者・負傷者

宮崎市における死者数は、多くが自宅で就寝中に被災する冬深夜が最も多く、3,000人と想定される。宮崎市では、震度6弱以上の強い揺れ、地震発生後に津波の到達が予測されていることから、建物倒壊（家具等の転倒含む）（50%）と津波（48%）による死者が多くを占める。

人的被害率（死者）は1%と、宮崎県の3%を下回る。しかしながら、津波による死者が多い青島地区の人的被害率（死者）は10%と、宮崎県平均の約3倍の被害率が想定されている。その他、津波による死者が多い櫛、赤江、木花地区、建物倒壊による死者が多い佐土原地区についても、宮崎市の中で高い人的被害率（死者）が想定されている。

②要救助者

自力脱出が困難な要救助者も、死者・負傷者と同様に冬深夜が最も多く、12,000人と想定される。そのうち、津波の浸水深よりも高い階にとどまり救助が必要な人は54%、建物倒壊により自力脱出が困難になった人は46%を占める。

宮崎市の人的被害率（要救助者）は3%と、宮崎県の2%を1ポイント上回ると想定される。特に、津波浸水域であり、中高層の建物が多く立地する櫛、赤江地区では、建物の高層階にとどまる人が多くなるため、櫛地区で10%、赤江地区で5%の人的被害率（要救助者）が想定されている。また、津波浸水域である中央東、木花、青島地区においても、

宮崎県平均を上回る人的被害率（要救助者）が想定される。

なお、本調査では、津波避難ビル避難者を要救助者とみなしていない。しかしながら、津波避難ビルに避難する方については、水が引くまで、また水が引いても瓦礫などにより避難が困難となることから、潜在的な要救助者として考慮する必要があるといえる。

■人的被害（死者数）

季節・時間	死者数（人）						
	建物崩壊		急傾斜地崩壊	津波	火災	ブロック塀他	合計
	死者	(家具)	死者	死者	死者	死者	死者
冬深夜	1,500	80	10	1,400	60	—	3,000

3) ライフライン被害

①上水道

宮崎市における断水人口は、被災直後で395,000人、1週間後において295,000人と想定される。1週間後の断水率は75%であり、宮崎県の63%を12ポイント上回るなど、上水道の復旧に時間を要することが想定される。

1週間後の断水率が特に高い地区は、青島（94%）、櫛（83%）、佐土原地区（83%）であり、いずれも津波による被害が大きな地区である。今回採用した上水道の復旧予測手法では、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を復旧対象から除外しているため、他地区に比べ被災1週間後の断水人口が多くなり、断水率が高く想定される。

■ライフライン被害（上水道）

給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
396,000	395,000	100	379,000	96	295,000	75	97,000	24

※断水率＝断水人口/給水人口

②下水道

宮崎市における下水道支障人口は、被災直後で349,000人、1週間後において210,000人と想定される。1週間後の機能支障率は59%であり、宮崎県の49%を10ポイント上回るなど、上水道同様、復旧に時間を要することが想定される。

1週間後の機能支障率が宮崎市平均を上回る地区は、津波による被害が生じる青島（91%）、櫛（65%）、赤江（61%）、木花（60%）、佐土原地区（59%）である。今回採用した下水道の復旧予測手法は、上水道と同様に、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を復旧対象から除外しているため、他地区に比べ被災1週間後の支障人口が多くなり、機能支障率が高く想定される。

■ライフライン被害（下水道）

処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)
354,000	349,000	98	306,000	86	210,000	59	192,000	54

※機能支障率＝支障人口/処理人口

③電力

宮崎市における被災直後の停電軒数は201,000軒、1週間後は16,000軒と想定されている。1週間後の停電率は8%と、宮崎県の9%を1ポイント下回る。

■ライフライン被害（電力）

電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
209,000	201,000	96	143,000	68	44,000	21	16,000	8

※停電率＝停電軒数/電灯軒数

④通信

宮崎市における被災直後の固定電話不通回線数は122,000回線、1週間後は15,000回線と想定される。1週間後の固定電話不通回線率は12%と、宮崎県の14%を2ポイント下回る。また、携帯電話については、被災直後において非常につながりにくい（携帯電話不通ランクA）状況になるが、被災4日後には概ね回復することが想定される。

■ライフライン被害（通信／固定電話不通回線数）

回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
127,000	122,000	97	88,000	70	15,000	12	5,900	5

※不通回線率＝不通回線数/回線数

⑤都市ガス

宮崎エリアにおける被災直後の都市ガス供給停止戸数は19,000戸、1週間後は13,000戸と想定される。1週間後の都市ガス供給停止率は、宮崎県と同様に52%であり、被災1ヶ月後に復旧することが想定されている。

■ライフライン被害（都市ガス／供給停止戸数・供給停止率）

需要家数 (戸)	復旧対象 需要家数 (戸)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		供給 停止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給 停止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給 停止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給 停止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)
50,000	24,000	19,000	79	18,000	75	13,000	52	—	0

—：わずか

※供給停止率＝供給停止戸数／復旧対象需要家数（全半壊した需要家を除いた需要家数）

4) 生活への影響

宮崎市では、避難所や親戚宅などの避難所外で生活する避難者は、被災1日後で140,000人と予測されているが、ライフラインの復旧遅れの影響もあり1週間後には171,000人、1ヶ月後には173,000人に増加すると予測されている。1週間後の被害率（避難者）は42%であり、宮崎県の35%を7ポイント上回る。地区別にみると、建物被害率（全焼・焼失）が高い青島、檜、東大宮、佐土原、赤江地区で高く、特に青島地区は、住民の83%が避難すると予測されている。

■生活への影響（避難者）

人口 (人)	避難者数（人）								
	被災1日後			被災1週間後			被災1ヵ月後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
404,447	140,000	88,000	52,000	171,000	99,000	72,000	173,000	52,000	121,000

第4章

第4章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、4つの基本目標を設定した。

【4つの基本目標】

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧復興が図られる

また、この基本目標に対し、8つの「事前に備えるべき目標」を設定し、その妨げとなる39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

【8つの「事前に備えるべき目標」と、39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」】

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
 - 1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災などによる多数の死傷者の発生
 - 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
 - 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
 - 1-4 台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
 - 1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態
 - 1-6 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
 - 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
 - 2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
 - 2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
 - 2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災地における救助・救急活動等の絶対的不足
 - 2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
 - 2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への避難場所、水・食料等の供給不足
 - 2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
 - 2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
 - 3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
 - 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
 - 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- 5 大規模自然災害発生直後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
 - 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による市内経済の停滞
 - 5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
 - 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
 - 5-4 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能の停止
 - 5-5 食糧等の安定供給の停滞
- 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともにこれらの早期復旧を図る
 - 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料・LPガスサプライチェーン等の機能の停止
 - 6-2 上水道・農工業用水等の長期間にわたる供給停止
 - 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
 - 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
 - 7-1 市街地での大規模火災の発生
 - 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
 - 7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
 - 7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
 - 7-5 有害物質の大規模拡散・流出
 - 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の発生
 - 7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
- 8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
 - 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 8-2 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 8-4 高速道路・港湾・空港・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 8-6 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

第2節 脆弱性評価結果

39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災などによる多数の死傷者の発生

1-1-①（住宅・建築物の耐震化等）

大規模地震等が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化、屋根の耐風対策及び危険ブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。

また、大規模盛土造成地マップ（R1.10公表）に示された大規模盛土造成地のうち、大規模地震時に滑動崩落の可能性が高く、優先的に対策を講ずべきエリアを変動予測調査により抽出し、中長期的な事業計画を作成する必要がある。

1-1-②（公共施設等の耐震化）[再掲 1-2-③ 3-1-①]

災害時の人的被害のほか、発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

1-1-③（多数の者が利用する建築物の耐震化）[再掲 1-2-④]

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

1-1-④（交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化）[再掲 1-3-⑨ 7-3-①]

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-1-⑤（公共交通の安全確保のための施設整備）[再掲 1-2-⑤ 1-3-⑩ 7-3-②]

大規模災害が発生した場合、バスをはじめとする公共交通に関わる各種施設の損壊等により、公共交通の機能停止、死傷者の発生をはじめ、避難や応急対応にも障害が及ぶことが想定されるため、経年劣化した施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。

1-1-⑥（市民の防災意識の啓発）

大規模災害時においては、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動をとることが大切であるが、市民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。

1-1-⑦ (防火対策の推進) [再掲 1-2-①]

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

1-1-⑧ (地域防災力の向上と人材育成)

[再掲 1-3-⑧ 1-4-④ 1-5-⑤ 1-6-① 2-2-④ 2-3-⑤ 2-4-②]

同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

1-1-⑨ (災害に強いまちづくりの推進) [再掲 7-1-②]

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、土地区画整理事業、市街地再開発事業や旧耐震基準に基づく木造建築物等の耐震化の促進などにより、密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

1-1-⑩ (津波避難計画等の住民周知等) [再掲 1-3-④]

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

1-1-⑪ (消防の体制等強化) [再掲 2-3-① 2-4-③ 3-1-⑥ 5-3-④]

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

1-1-⑫ (避難行動要支援者対策の推進) [再掲 1-3-⑪ 1-4-③ 1-5-⑥ 1-6-②]

災害発生時に自ら避難することが困難である避難行動要支援者に対し、市が主体となり個別避難計画を作成する必要がある。個別避難計画に基づく災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくこととともに、防災や福祉等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組む必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

1-2-① (防火対策の推進) [再掲 1-1-⑦]

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

1-2-② (観光客への防災対策)

観光客が集まる場所での、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、外国人を含めた観光客への災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。

1-2-③ (公共施設等の耐震化) [再掲 1-1-② 3-1-①]

災害時の人的被害のほか、発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

1-2-④ (多数の者が利用する建築物の耐震化) [再掲 1-1-③]

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

1-2-⑤ (公共交通の安全確保のための施設整備) [再掲 1-1-⑤ 1-3-⑩ 7-3-②]

大規模災害が発生した場合、バスをはじめとする公共交通に関わる各種施設の損壊等により、公共交通の機能停止、死傷者の発生をはじめ、避難や応急対応にも障害が及ぶことが想定されるため、経年劣化した施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

1-3-① (避難場所等の確保、避難所の耐震化等) [再掲 2-2-③]

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

1-3-② (海岸施設等の老朽化対策の推進)

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、浸水被害等の発生が想定されるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図り老朽化対策を推進する必要がある。

1-3-③ (水門等の効果的な管理運用)

大規模津波等が発生した際に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため国・県等と連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。

1-3-④ (津波避難計画等の住民周知等) [再掲 1-1-⑩]

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

1-3-⑤（広域道路等の整備）

[再掲 2-1-③ 2-3-④ 2-5-② 2-7-③ 5-3-① 5-4-④ 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するため、広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する必要がある。

1-3-⑥（無電柱化等）[再掲 5-1-② 6-1-③ 6-4-②]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

1-3-⑦（災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保）

全国瞬時警報システム（Jアラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。

今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。

1-3-⑧（地域防災力の向上と人材育成）

[再掲 1-1-⑧ 1-4-④ 1-5-⑤ 1-6-① 2-2-④ 2-3-⑤ 2-4-②]

同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

1-3-⑨（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）[再掲 1-1-④ 7-3-①]

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-3-⑩（公共交通の安全確保のための施設整備）[再掲 1-1-⑤ 1-2-⑤ 7-3-②]

大規模災害が発生した場合、バスをはじめとする公共交通に関わる各種施設の損壊等により、公共交通の機能停止、死傷者の発生をはじめ、避難や応急対応にも障害が及ぶことが想定されるため、経年劣化した施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。

1-3-⑪（避難行動要支援者対策の推進）[再掲 1-1-⑫ 1-4-③ 1-5-⑥ 1-6-②]

災害発生時に自ら避難することが困難である避難行動要支援者に対し、市が主体となり個別避難計画を作成する必要がある。個別避難計画に基づく災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくこととともに、防災や福祉等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組む必要がある。

1-4 台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

1-4-①（河川改修等の治水対策の推進）

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、国、県により河道掘削、築堤等の整備が推進されているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道（雨水）の整備推進及び住宅の浸水対策の推進を図る必要がある。

1-4-②（防災情報の提供）〔再掲 1-6-③〕

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や防災メール、市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、現在、洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川において、国、県が策定した浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップを策定しているところであり、今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、住民周知等のソフト対策を推進する必要がある。

1-4-③（避難行動要支援者対策の推進）〔再掲 1-1-⑫ 1-3-⑪ 1-5-⑥ 1-6-②〕

災害発生時に自ら避難することが困難である避難行動要支援者に対し、市が主体となり個別避難計画を作成する必要がある。個別避難計画に基づく災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくこととともに、防災や福祉等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組む必要がある。

1-4-④（地域防災力の向上と人材育成）

〔再掲 1-1-⑧ 1-3-⑧ 1-5-⑤ 1-6-① 2-2-④ 2-3-⑤ 2-4-②〕

同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

1-5-①（土砂災害対策の推進）

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、県等と連携し、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害等に対する安全度の向上を図る必要がある。

1-5-②（治山事業の促進）

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するための流木捕捉式治山ダムなど治山施設の必要性の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する必要がある。

1-5-③（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）〔再掲 1-6-④〕

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や防災メール、市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

1-5-④（大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進）

新燃岳等が大規模に噴火し、大量の軽石火山灰の降下があった場合、住民等の生命だけでなく生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における軽石・火山灰対策について、予防時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。

また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあり、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

1-5-⑤（地域防災力の向上と人材育成）

[再掲 1-1-⑧ 1-3-⑧ 1-4-④ 1-6-① 2-2-④ 2-3-⑤ 2-4-②]

同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

1-5-⑥（避難行動要支援者対策の推進）**[再掲 1-1-⑫ 1-3-⑪ 1-4-③ 1-6-②]**

災害発生時に自ら避難することが困難である避難行動要支援者に対し、市が主体となり個別避難計画を作成する必要がある。個別避難計画に基づく災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくこととともに、防災や福祉等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組む必要がある。

1-5-⑦（避難情報の提供）

風水害時における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、市において明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。

1-6 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

1-6-①（地域防災力の向上と人材育成）

[再掲 1-1-⑧ 1-3-⑧ 1-4-④ 1-5-⑤ 2-2-④ 2-3-⑤ 2-4-②]

同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

1-6-②（避難行動要支援者対策の推進）**[再掲 1-1-⑫ 1-3-⑪ 1-4-③ 1-5-⑥]**

災害発生時に自ら避難することが困難である避難行動要支援者に対し、市が主体となり個別避難計画を作成する必要がある。個別避難計画に基づく災害時の避難支援等を実効性のあるも

のとするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくこととともに、防災や福祉等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組む必要がある。

1-6-③ (防災情報の提供) [再掲 1-4-②]

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や防災メール、市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、現在、洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川において、国、県が策定した浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップを策定しているところであり、今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、住民周知等のソフト対策を推進する必要がある。

1-6-④ (警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知) [再掲 1-5-③]

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や防災メール、市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

2-1-① (水道施設の耐震化) [再掲 6-2-①]

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

2-1-② (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-3-② 2-4-①]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

2-1-③ (広域道路等の整備)

[再掲 1-3-⑤ 2-3-④ 2-5-② 2-7-③ 5-3-① 5-4-④ 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するため、広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する必要がある。

2-1-④ (備蓄物資の供給体制等の強化) [再掲 2-3-⑦ 5-4-① 5-5-①]

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

2-1-⑤ (医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備)

市郡医師会病院等においては、大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、県医薬品卸業協会、県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会と県が協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図っているが、必要に応じ協定内容の見直しを促すなど、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

2-1-⑥ (医療用資機材・医薬品等の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として、災害拠点病院である市郡医師会病院等に、病院独自の備蓄も行う必要がある。

2-1-⑦ (応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

2-2-① (避難所運営体制の強化)

被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のためには、避難所運営マニュアルの作成を推進すると共に、避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行う必要がある。

2-2-② (災害ボランティアの体制強化)

社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。

2-2-③ (避難場所等の確保、避難所の耐震化等) [再掲 1-3-①]

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

2-2-④ (地域防災力の向上と人材育成)

[再掲 1-1-⑧ 1-3-⑧ 1-4-④ 1-5-⑤ 1-6-① 2-3-⑤ 2-4-②]

同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助

と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

2-2-⑤ (市公共施設利用者等の安全対策)

一時避難場所に指定されている都市公園はもとより、それ以外の市有施設においても、災害時には利用者に加え一時避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難の受入対策について検討しておく必要がある。また、指定管理者制度導入施設においても、職員以外の多数の利用者や周辺住民の避難が想定されることから、市と指定管理者間において災害時の一時避難場所としての対応方針、官民の役割、責任の所在等を定めておく必要がある。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

2-3-① (消防の体制等強化) [再掲 1-1-⑪ 2-4-③ 3-1-⑥ 5-3-④]

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

2-3-② (物資輸送ルート確保) [再掲 2-1-② 2-4-①]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

2-3-③ (孤立集落対策の推進)

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

2-3-④ (広域道路等の整備)

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-5-② 2-7-③ 5-3-① 5-4-④ 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するため、広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する必要がある。

2-3-⑤ (地域防災力の向上と人材育成)

[再掲 1-1-⑧ 1-3-⑧ 1-4-④ 1-5-⑤ 1-6-① 2-2-④ 2-4-②]

同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

2-3-⑥ (情報通信機能の耐災害性の強化)

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

2-3-⑦（備蓄物資の供給体制等の強化）[再掲 2-1-④ 5-4-① 5-5-①]

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災地における救助・救急活動等の絶対的不足

2-4-①（物資輸送ルートの確保）[再掲 2-1-② 2-3-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

2-4-②（地域防災力の向上と人材育成）

[再掲 1-1-⑧ 1-3-⑧ 1-4-④ 1-5-⑤ 1-6-① 2-2-④ 2-3-⑤]

同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

2-4-③（消防の体制等強化）[再掲 1-1-⑪ 2-3-① 3-1-⑥ 5-3-④]

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

2-5-①（医療救護活動の体制整備）[再掲 2-7-①]

市郡医師会病院等をはじめ、災害拠点病院においては、大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

2-5-②（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-3-④ 2-7-③ 5-3-① 5-4-④ 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するため、広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する必要がある。

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への避難場所、水・食料等の供給不足

2-6-①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

特に交通結節点周辺や中心市街地など、市外からの訪問客が多数集中するエリアにおいては、大規模自然災害が発生した場合、広域的に交通の機能不全が発生し、本市に直接縁の無い多くの人々が、一定期間当該エリアに足止めされる可能性が高くなると想定されることから、南海トラフ巨大地震発生確率上昇の指摘等も考慮すると、早急に対策を講じる必要がある。

2-6-②（下水道施設の耐震化、下水道BCPの実効性向上）[再掲 2-8-① 6-3-①]

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進する。また、宮崎市上下水道局下水道業務継続計画（下水道BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

2-6-③（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）[再掲 2-8-②]

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

2-6-④（災害対応マニュアルなどの見直し）[再掲 2-7-②]

市郡医師会病院等において、災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う必要がある。

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

2-7-①（医療救護活動の体制整備）[再掲 2-5-①]

市郡医師会病院等をはじめ、災害拠点病院においては、大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

2-7-②（災害対応マニュアルなどの見直し）[再掲 2-6-④]

市郡医師会病院等において、災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う必要がある。

2-7-③（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-3-④ 2-5-② 5-3-① 5-4-④ 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するため、広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する必要がある。

2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

2-8-①（下水道施設の耐震化、下水道BCPの実効性向上）[再掲 2-6-② 6-3-①]

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進する。また、宮崎市上下水道局下水道業務継続計画（下水道BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

2-8-②（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）[再掲 2-6-③]

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3-1-①（公共施設等の耐震化）[再掲 1-1-② 1-2-③]

災害時の人的被害のほか、発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

3-1-②（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保するため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

3-1-③（BCPの見直し等）

業務継続体制を強化するため、市の各業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

3-1-④（市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）

市役所WAN及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

3-1-⑤（広域火葬体制等の構築）

災害の規模により、平時どおりの運転が困難になることから、近隣市町村及び近江市町村の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する必要がある。

3-1-⑥（消防の体制等強化）[再掲 1-1-⑪ 2-3-① 2-4-③ 5-3-④]

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発

する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4-1-①（情報通信機能の耐災害性の強化等）

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆W i - f i）や情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-2-①（情報伝達手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

4-2-②（道路情報提供装置の整備）

災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがあるため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る必要がある。

4-2-③（市の人員確保・体制整備）

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。

4-2-④（災害発生時の情報発信）

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

4-2-⑤（市民等への災害情報提供）

市民への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。

また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

5 大規模自然災害発生直後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による市内経済の停滞

5-1-①（サプライチェーン確保のための道路等の防災、震災対策等の推進）

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定されるため、道路、港湾の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮・降灰対策等を着実に推進する必要がある。

5-1-②（無電柱化等）[再掲 1-3-⑥ 6-1-③ 6-4-②]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

5-1-③（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等）[再掲 5-2-① 5-3-③ 8-6-④]

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市中小企業者の取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。

5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

5-2-①（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等）[再掲 5-1-③ 5-3-③ 8-6-④]

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市中小企業者の取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

5-3-①（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-3-④ 2-5-② 2-7-③ 5-4-④ 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するため、広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する必要がある。

5-3-②（農業用ため池等の防災対策）[再掲 5-5-③]

農業用ため池の耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所 の点検を進める必要がある。

5-3-③（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等）[再掲 5-1-③ 5-2-① 8-6-④]

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市中小企業者の取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。

5-3-④（消防の体制等強化）[再掲 1-1-⑪ 2-3-① 2-4-③ 3-1-⑥]

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

5-4 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能の停止

5-4-①（備蓄物資の供給体制等の強化）[再掲 2-1-④ 2-3-⑦ 5-5-①]

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

5-4-②（緊急物資の輸送体制の構築）[再掲 5-5-②]

大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

5-4-③（災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保）

陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害及び降灰などへの対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送手段間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

5-4-④（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-3-④ 2-5-② 2-7-③ 5-3-① 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するため、広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する必要がある。

5-5 食糧等の安定供給の停滞

5-5-①（備蓄物資の供給体制等の強化）[再掲 2-1-④ 2-3-⑦ 5-4-①]

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

5-5-②（緊急物資の輸送体制の構築）[再掲 5-4-②]

大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

5-5-③（農業用ため池の防災対策）[再掲 5-3-②]

人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及びハザードマップの作成を行うと併にマップの周知を図る。また、豪雨・地震等による決壊の恐れがあるため池の対策を進める必要がある。

6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともにこれらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や燃料・LPガスサプライチェーン等の機能の停止

6-1-①（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する必要がある。

6-1-②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）[再掲 7-2-① 7-5-①]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

6-1-③（無電柱化等）[再掲 1-3-⑥ 5-1-② 6-4-②]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

6-2 上水道・農工業用水等の長期間にわたる供給停止

6-2-①（水道施設の耐震化）[再掲 2-1-①]

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

6-3-①（下水道施設の耐震化、下水道BCPの実効性向上）[再掲 2-6-② 2-8-①]

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進する。また、宮崎市上下水道局下水道業務継続計画（下水道BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

6-3-②（し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、県及び県内市町村間の災害時相互支援協定を締結しているところであるが、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

6-4-①（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-3-④ 2-5-② 2-7-③ 5-3-① 5-4-④ 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するため、広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する必要がある。

6-4-②（無電柱化等）[再掲 1-3-⑥ 5-1-② 6-1-③]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

7-1-①（消火・救助活動能力の強化）

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。

7-1-②（災害に強いまちづくりの推進）[再掲 1-1-⑨]

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、土地区画整理事業や市街地再開発事業、旧耐震基準に基づく木造建築物等の耐震化の促進などにより、密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

7-2-①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）[再掲 6-1-② 7-5-①]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

7-2-②（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-3-④ 2-5-② 2-7-③ 5-3-① 5-4-④ 6-4-①]

災害時の緊急輸送を確保するため、広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

7-3-①（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）[再掲 1-1-④ 1-3-⑨]

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

7-3-②（公共交通の安全確保のための施設整備）[再掲 1-1-⑤ 1-2-⑤ 1-3-⑩]

大規模災害が発生した場合、バスをはじめとする公共交通に関わる各種施設の損壊等により、公共交通の機能停止、死傷者の発生をはじめ、避難や応急対応にも障害が及ぶことが想定されるため、経年劣化した施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。

7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7-4-①（ダムの補強対策等の促進）

ダムの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、ダムの機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画に基づき、より効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行う必要がある。

また、各ため池等は、老朽化も見られており、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップの作成を行うなど、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

7-5-①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）[再掲 6-1-② 7-2-①]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

7-5-②（有害物質の流出対策等の推進）

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、国等と連携して対応する必要がある。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の発生

7-6-①（農地浸食防止対策の推進）

豪雨等が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

7-6-②（適切な森林整備）

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

7-7-①（災害復興に向けた観光プロモーション）

災害後の安全性への不安により本県への旅行等を控える観光客対策として、ホテル・交通等の観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討しておく必要がある。

8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-1-①（災害廃棄物処理計画の推進）

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

8-1-②（仮置場の確保）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物による交通障害等を防止する災害廃棄物を一時保管するための仮置場を確保する必要がある。

8-1-③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。また、生活ごみの収集継続に加え、避難所ごみの収集も見込まれるため、災害廃棄物の処理等について、県や、県産業資源循環協会をはじめとする各協定先団体との体制の実効性向上に取り組む必要がある。

あわせて、市民の日常生活を早期に復旧するためには、災害廃棄物をできるだけ早く処理していくことが必要となるが、そのためには、処理災害廃棄物の分別及び排出方法を守っていただくことが重要であるため、その啓発に努める必要がある。

8-2 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2-①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）[再掲 8-4-③ 8-6-⑤]

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部における事業継続計画（BCP）策定・災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-3-①（地域力強化の支援）

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、地域におけるつながりを強化していく必要がある。本市においては、自治会や地域まちづくり推進委員会の活動支援のほか、自主防災組織による訓練や防災教育等を通じた地域づくりや、地域力を高める取組を充実させる必要がある。

8-4 高速道路・港湾・空港・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-4-①（地域交通網の確保）

過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。地域コミュニティを維持するため、路線バス等の地域交通網を確

保する必要がある。

8-4-②（液状化危険度の高い地域への住民周知等）

大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民に対し、県の被害予測調査により指定された液状化危険度の想定を基に、液状化危険度分布図等の周知を図る必要がある。

8-4-③（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）【再掲 8-2-① 8-6-⑤】

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部における事業継続計画（BCP）策定・災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8-4-④（地籍調査の推進）

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る必要がある。

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-5-①（河川海岸の耐震対策）

浸水被害軽減のために、河川・海岸の地震・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。

8-6 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

8-6-①（応急仮設住宅供給体制の充実）

南海トラフ地震等の被害想定をふまえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。

8-6-②（農地農業用施設の保全）

農用地は豪雨や地震による被害により、農産物の生産活動に直接悪影響を受けるため、農地及び農道や用排水路等の農業用施設を総合的に造成することで被害を受けにくく、或いは、復旧しやすい農業地域を形成する必要がある。

8-6-③（罹災証明交付体制の整備）

罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるため、交付体制を整備する必要がある。

8-6-④（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等）[再掲 5-1-③ 5-2-① 5-3-③]

業務継続体制を強化するため、市の各業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

8-6-⑤（道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保・育成）[再掲 8-2-① 8-4-③]

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部における事業継続計画（BCP）策定・災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8-6-⑥（離職者の再就職支援）

地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、労働局と連携し、離職者や求人・求職動向の把握、臨時職業相談窓口の設置等の早期再就職支援について事前にシミュレーションをしておく必要がある。

第5章

第5章 市地域計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

なお、[再掲]については、リスクシナリオに応じた主な取組を掲載している。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災などによる多数の死傷者の発生

1-1-①（住宅・建築物の耐震化等）

住宅・建築物の倒壊などによる、多数の人的被害の発生を抑えるため、住宅・建築物の耐震化、屋根の耐風対策及びブロック塀等の安全対策を促進する。

また、大規模地震時に滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地の場所を特定する変動予測調査の実施を検討する。

[主な取組]

- ◇ 住宅・建築物の耐震化
- ◇ 住宅の耐震診断、耐震改修に対する助成等
- ◇ 住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策に対する助成等
- ◇ 大規模盛土造成地(R1.10 公表)に基づき変動予測調査を行うべき区域の抽出検討

1-1-②（公共施設等の耐震化）[再掲 1-2-③ 3-1-①]

公共施設等の被災による、人的被害や避難、救助活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

[主な取組]

- ◇ 市公共施設(学校・社会福祉施設等)の耐震化等の推進
- ◇ 消防水利の耐震化
- ◇ 学校の危険ブロック塀の撤去又は改修
- ◇ 認可保育所等の耐震補強又は改築に要する費用の一部補助
- ◇ 児童館・児童センターの整備及び耐震化・長寿命化

◇ 個別施設計画(長寿命化計画)

1-1-③ (多数の者が利用する建築物の耐震化) [再掲 1-2-④]

不特定多数の者が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害の発生を抑えるため、不特定多数の者が利用する建築物について耐震化を促進する。

[主な取組]

- ◇ 不特定多数が利用する民間の建築物の耐震化
- ◇ 耐震改修を行う中小企業等への金融支援

1-1-④ (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化) [再掲 1-3-⑨ 7-3-①]

港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊による避難や応急対応への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

[主な取組]

- ◇ 交通施設、沿線・沿道建物の耐震化
- ◇ 通学路・狭隘道路等周辺の危険ブロック塀等の撤去又は改修
- ◇ 市街地等における道路の無電柱化
- ◇ 主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進
- ◇ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の促進
- ◇ 宮崎港の耐震化

1-1-⑤ (公共交通の安全確保のための施設整備) [再掲 1-2-⑤ 1-3-⑩ 7-3-②]

施設の倒壊等による公共交通の機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化した施設について、状況に応じて整備・改修を行う。

[主な取組]

- ◇ 一時避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修の促進
- ◇ 街路事業の推進
- ◇ 防災空間の確保
- ◇ 外国人を含む旅行者等への防災対策
- ◇ 個別施設計画(長寿命化)

1-1-⑥ (市民の防災意識の啓発)

大規模災害において、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、啓発パンフレット等を活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を行うとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発を行う。

[主な取組]

- ◇ 市民の防災意識の啓発

1-1-⑦（防火対策の推進）[再掲 1-2-①]

住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。

[主な取組]

- ◇ 事業所の防火防災対策
- ◇ 不特定の者が利用する建築物の防災対策
- ◇ 住宅の防火対策
- ◇ 地域の防火対策

1-1-⑧（地域防災力の向上と人材育成）

[再掲 1-3-⑧ 1-4-④ 1-5-⑤ 1-6-① 2-2-④ 2-3-⑤ 2-4-②]

地域の防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

[主な取組]

- ◇ 自主防災組織等の活性化推進

1-1-⑨（災害に強いまちづくりの推進）[再掲 7-1-②]

住宅密集地や市街地の大規模火災による、多数の死傷者の発生を抑えるため、街路事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業や旧耐震基準に基づく木造建築物等の耐震化の促進などにより、密集市街地等における災害に強いまちづくりを推進する。

[主な取組]

- ◇ 公園・緑地等の整備による防災空間の確保
- ◇ 土地区画整理事業の推進
- ◇ 市街地再開発事業の促進
- ◇ 優良建築物等整備事業等の促進
- ◇ 街路事業の推進
- ◇ 木造建築物等の耐震化の促進

1-1-⑩（津波避難計画等の住民周知等）[再掲 1-3-④]

大規模津波等の発生時に、建築物の損壊・浸水による、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど、津波避難対策等の住民周知を図る。

[主な取組]

- ◇ 高齢者施設の防災対策
- ◇ 福祉施設BCPの策定促進
- ◇ 避難行動要支援者対策の推進
- ◇ 津波ハザードマップ等の活用促進
- ◇ 市民の防災意識の啓発

1-1-⑪（消防の体制等強化）[再掲 2-3-① 2-4-③ 3-1-⑥ 5-3-④]

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

[主な取組]

- ◇ 消防力の充実・強化
- ◇ 消防広域応援体制の強化

1-1-⑫（避難行動要支援者対策の推進）[再掲 1-3-⑪ 1-4-③ 1-5-⑥ 1-6-②]

災害時における避難行動要支援者名簿登載者の個別避難計画の作成について、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、宮崎市避難行動要支援者の避難支援体制構築実施マニュアルに基づき、自治会・民生委員・地区社会福祉協議会等と協力して、地域の取組を推進する。

[主な取組]

- ◇ 避難行動要支援者対策の推進
- ◇ 高齢者施設等の防災対策

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

1-2-①（防火対策の推進）[再掲 1-1-⑦]

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る。

[主な取組]

- ◇ 事業所の防火防災対策
- ◇ 不特定の者が利用する建築物の防災対策
- ◇ 住宅の防火対策

◇ 地域の防火対策

1-2-②（観光客への防災対策）

スポーツキャンプや観光で本市を訪れている観光客の安全性を確保するために、ホテル・旅館、旅行関係事業者等と連携し防災対策を行う。

[主な取組]

◇ 観光客への防災対策

1-2-③（公共施設等の耐震化）[再掲 1-1-② 3-1-①]

公共施設等の被災による、人的被害や避難、救助活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

[主な取組]

- ◇ 学校施設の耐震化
- ◇ 個別施設計画(長寿命化計画)
- ◇ 市公共施設の耐震化等の推進
- ◇ 社会福祉施設の耐震化促進
- ◇ 児童館・児童センターの整備及び長寿命化

1-2-④（多数の者が利用する建築物の耐震化）[再掲 1-1-③]

不特定多数の者が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害の発生を抑えるため、不特定多数の者が利用する建築物について耐震化を促進する。

[主な取組]

- ◇ 不特定多数が利用する民間の建築物の耐震化
- ◇ 私立の特定教育保育施設の耐震化促進
- ◇ 主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進
- ◇ 耐震改修を行う中小企業等への金融支援

1-2-⑤（公共交通の安全確保のための施設整備）[再掲 1-1-⑤ 1-3-⑩ 7-3-②]

施設の倒壊等による公共交通の機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化した施設について、状況に応じて整備・改修を行う。

[主な取組]

- ◇ 外国人を含む旅行者等への防災対策
- ◇ 個別施設計画(長寿命化)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

1-3-①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）[再掲 2-2-③]

大規模津波等の発生時に、避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者の発生を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。

関係機関が連携して広域のかつ大規模な災害発生時の対応策を進める。

[主な取組]

- ◇ 学校における津波避難対策
- ◇ 空港、鉄道、港湾利用者の避難対策
- ◇ 津波避難施設の整備、津波避難場所の確保

1-3-②（海岸施設等の老朽化対策の推進）

海岸施設等の倒壊等による、浸水被害等の発生を抑えるため、海岸堤防等の施設の点検を行うなど老朽化対策を推進する。

[主な取組]

- ◇ 河川堤防、海岸保全施設等の高潮、地震・津波対策
- ◇ 海岸施設等の老朽化対策の推進

1-3-③（水門等の効果的な管理運用）

大規模津波等の発生時に、水門が閉鎖されていないことによる、大規模な浸水被害等の発生を抑えるため、県等との連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。

[主な取組]

- ◇ 水門等の効果的な管理運用
- ◇ 関係部局、県との連携

1-3-④（津波避難計画等の住民周知等）[再掲 1-1-⑩]

大規模津波等の発生時に、建築物の損壊・浸水による、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど、津波避難対策等の住民周知を図る。

[主な取組]

- ◇ 避難行動要支援者対策の推進
- ◇ 津波ハザードマップ等の活用促進
- ◇ 市民の防災意識の啓発

1-3-⑤（広域道路等の整備）

[再掲 2-1-③ 2-3-④ 2-5-② 2-7-③ 5-3-① 5-4-④ 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するための広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する。

[主な取組]

- ◇ 広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路等の整備
- ◇ 街路事業の推進
- ◇ 個別施設計画(長寿命化)
- ◇ 防災・安全交付金事業による歩道等整備促進

1-3-⑥（無電柱化等）[再掲 5-1-② 6-1-③ 6-4-②]

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

[主な取組]

- ◇ 民間事業者との情報共有及び推進体制の強化
- ◇ 市街地等における道路の無電柱化

1-3-⑦（災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保）

全国瞬時警報システム（Jアラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民へ確実に情報を伝達する。

今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する。

[主な取組]

- ◇ 外国人を含む観光客への防災対策
- ◇ 災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化

1-3-⑧（地域防災力の向上と人材育成）

[再掲 1-1-⑧ 1-4-④ 1-5-⑤ 1-6-① 2-2-④ 2-3-⑤ 2-4-②]

地域の防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

[主な取組]

- ◇ 自主防災組織等の活性化推進

1-3-⑨（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）[再掲 1-1-④ 7-3-①]

港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊による避難や応急対応への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

[主な取組]

- ◇ 交通施設、沿線・沿道建物の耐震化
- ◇ 通学路・狭隘道路等周辺の危険ブロック塀等の撤去又は改修
- ◇ 市街地等における道路の無電柱化
- ◇ 主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進
- ◇ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の促進
- ◇ 宮崎港の耐震化

1-3-⑩（公共交通の安全確保のための施設整備） [再掲 1-1-⑤ 1-2-⑤ 7-3-②]

施設の倒壊等による公共交通の機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化した施設について、状況に応じて整備・改修を行う。

[主な取組]

- ◇ 市公共施設における津波対策
- ◇ 個別施設計画(長寿命化)

1-3-⑪（避難行動要支援者対策の推進） [再掲 1-1-⑫ 1-4-③ 1-5-⑥ 1-6-②]

災害時における避難行動要支援者名簿登載者の個別避難計画の作成について、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、宮崎市避難行動要支援者の避難支援体制構築実施マニュアルに基づき、自治会・民生委員・地区社会福祉協議会等と協力して、地域の取組を推進する。

[主な取組]

- ◇ 避難行動要支援者対策の推進
- ◇ 高齢者施設等の防災対策

1-4 台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

1-4-①（河川改修等の治水対策の推進）

大規模洪水による甚大な浸水被害の発生を抑えるため、河川改修や公共下水道（雨水）の整備推進を図る。

[主な取組]

- ◇ アンダーパス部における道路の冠水対策
- ◇ 公共下水道(雨水)の浸水対策
- ◇ 河川改修等の治水対策の推進

◇ 住宅の浸水対策の推進

1-4-②（防災情報の提供）[再掲 1-6-③]

異常気象等による豪雨の発生時に、浸水による住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や防災メール、市ホームページ等による住民への広報を図るとともに、洪水ハザードマップなど情報の入手方法の周知等のソフト対策を推進する。

[主な取組]

- ◇ 避難情報の的確な発令
- ◇ 自治会長等を対象とした地区別防災研修会や市政出前講座等の実施
- ◇ ハザードマップ等の作成・配布

1-4-③（避難行動要支援者対策の推進）[再掲 1-1-⑫ 1-3-⑪ 1-5-⑥ 1-6-②]

災害時における避難行動要支援者名簿登載者の個別避難計画の作成について、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、宮崎市避難行動要支援者の避難支援体制構築実施マニュアルに基づき、自治会・民生委員・地区社会福祉協議会等と協力して、地域の取組を推進する。

[主な取組]

- ◇ 避難行動要支援者対策の推進
- ◇ 高齢者施設等の防災対策

1-4-④（地域防災力の向上と人材育成）

[再掲 1-1-⑧ 1-3-⑧ 1-5-⑤ 1-6-① 2-2-④ 2-3-⑤ 2-4-②]

地域の防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

[主な取組]

- ◇ 自主防災組織等の活性化推進

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

1-5-①（土砂災害対策の推進）

大規模な土砂災害の発生リスクを抑えるため、市内の土砂災害危険箇所における整備率は低い状況であることを踏まえ、県等と連携して人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

[主な取組]

- ◇ 土砂災害危険箇所の指定率の向上と周知
- ◇ 土砂災害危険箇所の整備促進等

◇ 住宅の土砂災害対策

1-5-②（治山事業の促進）

林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するための流木捕捉式治山ダムなど治山施設の必要性の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する。

[主な取組]

◇ 治山事業の促進

1-5-③（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）[再掲 1-6-④]

土砂災害に対する安全度の向上を図るため、当該区域における警戒避難体制の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域の周知を図る。

[主な取組]

- ◇ 自主防災組織に対し、資機材整備の補助や防災活動経費への助成
- ◇ 自治会長等を対象とした地区別防災研修会や市政出前講座等の実施
- ◇ 土砂災害警戒区域の周知

1-5-④（大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進）

大規模噴火時に、市内に大量の軽石火山灰の降下があるおそれに備え、予防時、応急対策時及び復旧時における対策を講じる。

火山灰等が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

[主な取組]

◇ 大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進

1-5-⑤（地域防災力の向上と人材育成）

[再掲 1-1-⑧ 1-3-⑧ 1-4-④ 1-6-① 2-2-④ 2-3-⑤ 2-4-②]

地域防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

[主な取組]

- ◇ 自主防災組織等の活性化推進
- ◇ 市民の防災意識の啓発

1-5-⑥（避難行動要支援者対策の推進）[再掲 1-1-⑫ 1-3-⑪ 1-4-③ 1-6-②]

災害時における避難行動要支援者名簿登載者の個別避難計画の作成について、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、宮崎市避難行動要支援者の避難支援体制構築実施マニュアルに基づき、自治会・民生委員・地区社会福祉協議会等と協力して、地域の取組を推進する。

[主な取組]

- ◇ 避難行動要支援者対策の推進

1-5-⑦（避難情報の提供）

異常気象等による豪雨の発生時に、土砂災害による住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や防災メール、市ホームページ等による住民への的確な避難情報の発令を図るとともに、ハザードマップなど情報の入手方法の周知や防災訓練による避難行動の実施等のソフト対策を推進する。

[主な取組]

- ◇ 避難情報の的確な発令
- ◇ 自治会長等を対象とした地区別防災研修会や市政出前講座等の実施
- ◇ ハザードマップ等の作成・配布

1-6 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

1-6-①（地域防災力の向上と人材育成）

[再掲 1-1-⑧ 1-3-⑧ 1-4-④ 1-5-⑤ 2-2-④ 2-3-⑤ 2-4-②]

地域の防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

[主な取組]

- ◇ 自主防災組織等の活性化推進
- ◇ 自主防災組織との情報共有
- ◇ 市民の防災意識の啓発

1-6-②（避難行動要支援者対策の推進）[再掲 1-1-⑫ 1-3-⑪ 1-4-③ 1-5-⑥]

災害時における避難行動要支援者名簿登載者の個別避難計画の作成について、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、宮崎市避難行動要支援者の避難支援体制構築実施マニュアルに基づき、自治会・民生委員・地区社会福祉協議会等と協力して、地域の取組を推進する。

[主な取組]

- ◇ 避難行動要支援者対策の推進

1-6-③（防災情報の提供）[再掲 1-4-②]

異常気象等による豪雨の発生時に、浸水による住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や防災メール、市ホームページ等による住民への広報を図るとともに、洪水ハザードマップなど情報の入手方法の周知等のソフト対策を推進する。

[主な取組]

- ◇ 避難情報の的確な発令
- ◇ 自治会長等を対象とした地区別防災研修会や市政出前講座等の実施
- ◇ ハザードマップ等の作成・配布
- ◇ 避難情報の迅速・的確な伝達手段の確保
- ◇ 災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保
- ◇ 土砂災害危険箇所の周知
- ◇ 観光客への防災対策
- ◇ 旅行者等への防災対策

1-6-④（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）[再掲 1-5-③]

土砂災害に対する安全度の向上を図るため、当該区域における警戒避難体制の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域の周知を図る。

[主な取組]

- ◇ 自主防災組織に対し、資機材整備の補助や防災活動経費への助成
- ◇ 自治会長等を対象とした地区別防災研修会や市政出前講座等の実施
- ◇ 土砂災害警戒区域の周知
- ◇ 河川水位の視認性向上対策等による正確な防災情報(水位・カメラ画像)の提供
- ◇ 高齢者施設の防災対策
- ◇ 土砂災害危険箇所の周知

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

2-1-①（水道施設の耐震化）[再掲 6-2-①]

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

[主な取組]

- ◇ 水道施設の耐震化
- ◇ 水道管路の耐震化の推進
- ◇ 水道施設の耐震化の推進

2-1-②（物資輸送ルートの確保）[再掲 2-3-② 2-4-①]

陸上からの物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する。既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

[主な取組]

- ◇ 緊急輸送等のための交通インフラの確保
- ◇ 物資輸送ルートの確保
- ◇ 橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施

2-1-③（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-3-④ 2-5-② 2-7-③ 5-3-① 5-4-④ 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するための広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する。

[主な取組]

- ◇ 広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路等の整備
- ◇ 防災・安全交付金事業による歩道等整備促進

2-1-④（備蓄物資の供給体制等の強化）[再掲 2-3-⑦ 5-4-① 5-5-①]

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

[主な取組]

- ◇ 災害時備蓄品の整備
- ◇ 防災関係機関の連携強化
- ◇ 協定締結事業所との情報伝達訓練の実施
- ◇ 災害時における食糧等物資の供給協力協定の必要に応じた見直し
- ◇ 家庭・事業所等での備蓄促進

2-1-⑤（医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備）

災害拠点病院における医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、県医薬品卸業協会など各団体と県が締結している協定を必要に応じ見直しを促すなど、円滑な供給体制の構築を推進する。

[主な取組]

- ◇ 必要に応じた県等の協定見直しの促進

2-1-⑥（医療用資機材・医薬品等の備蓄）

大規模災害発生初動期における、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保を図るため、県からの委託による医療用資機材・医薬品等の備蓄に加え、病院独自の備蓄も行う。

[主な取組]

- ◇ 福祉施設BCPの策定促進
- ◇ 病院独自による診療材料の備蓄及び医薬品の備蓄の検討

2-1-⑦（応急給水体制の整備）

水道施設の被災時に、水の供給に支障を来すことのないよう、被災した水道施設の迅速な把握を行うとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

[主な取組]

- ◇ 災害時の活動拠点等の整備
- ◇ 上下水道局による初期活動訓練の実施
- ◇ 日本水道協会主催の合同訓練への参加

2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

2-2-①（避難所運営体制の強化）

被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のため、避難所運営マニュアルの作成を推進すると共に、避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行う。

[主な取組]

- ◇ 避難者の健康対策
- ◇ 避難所外避難者対策
- ◇ 避難所における生活環境の改善
- ◇ 避難所運営マニュアルの作成及び見直し

2-2-②（災害ボランティアの体制強化）

受援力を高めるために社会福祉協議会等と連携する災害時ボランティアコーディネーターを育成し、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。

[主な取組]

- ◇ 災害ボランティアの体制強化

2-2-③（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）[再掲 1-3-①]

大規模津波等の発生時に、避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者の発生を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災

害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。
関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。

[主な取組]

- ◇ 津波避難ビルの指定
- ◇ 学校における津波避難対策
- ◇ 空港、鉄道、港湾利用者の避難対策
- ◇ 津波避難施設の整備、津波避難場所(津波避難ビルなど含む)の確保
- ◇ 建築物の耐震化
- ◇ 避難所の耐震化・機能強化

2-2-④ (地域防災力の向上と人材育成)

[再掲 1-1-⑧ 1-3-⑧ 1-4-④ 1-5-⑤ 1-6-① 2-3-⑤ 2-4-②]

地域の防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

[主な取組]

- ◇ 自主防災組織等の活性化推進

2-2-⑤ (市公共施設利用者等の安全対策)

市管理施設においては、避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、対応マニュアル等を整備するとともに、一時避難スペースの確保、水・食料等の備蓄等の対策を進める。

また、指定管理者制度導入施設においても、市と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等について事前に検討を行う。

[主な取組]

- ◇ 市公共施設利用者等の安全対策

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

2-3-① (消防の体制等強化) [再掲 1-1-⑪ 2-4-③ 3-1-⑥ 5-3-④]

火災、救助、救急事案が同時に多発した時に、消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

[主な取組]

- ◇ 消防力の充実・強化

- ◇ 防災関係機関の連携強化
- ◇ 緊急消防援助隊などの応援隊の受入体制の整備強化

2-3-②（物資輸送ルートの確保）[再掲 2-1-② 2-4-①]

陸上からの物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する。既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

[主な取組]

- ◇ 緊急輸送等のための交通インフラの確保
- ◇ 橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施

2-3-③（孤立集落対策の推進）

道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にいき、災害に強い道路づくりを推進する。

[主な取組]

- ◇ 孤立集落対策の推進
- ◇ 道路橋やトンネル等の道路施設（農業用含む）の点検・診断の促進
- ◇ 事前防災・減災対策の推進

2-3-④（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-5-② 2-7-③ 5-3-① 5-4-④ 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するための広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する。

[主な取組]

- ◇ 広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路等の整備
- ◇ 防災・安全交付金事業による歩道等整備促進

2-3-⑤（地域防災力の向上と人材育成）

[再掲 1-1-⑧ 1-3-⑧ 1-4-④ 1-5-⑤ 1-6-① 2-2-④ 2-4-②]

地域の防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

[主な取組]

- ◇ 自主防災組織等の活性化推進

2-3-⑥（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する。

[主な取組]

- ◇ 停電時における情報通信機器類の電源確保の検討

◇ 避難施設における通信整備の確保

2-3-⑦（備蓄物資の供給体制等の強化） [再掲 2-1-④ 5-4-① 5-5-①]

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

[主な取組]

- ◇ 災害時備蓄品の整備
- ◇ 防災関係機関の連携強化
- ◇ 協定締結事業所との情報伝達訓練の実施
- ◇ 災害時における食糧等物資の供給協力協定の必要に応じた見直し
- ◇ 家庭・事業所等での備蓄促進

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災地における救助・救急活動等の絶対的不足

2-4-①（物資輸送ルートの確保） [再掲 2-1-② 2-3-②]

陸上からの物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する。既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

[主な取組]

- ◇ 緊急輸送等のための交通インフラの確保
- ◇ 橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施

2-4-②（地域防災力の向上と人材育成）

[再掲 1-1-⑧ 1-3-⑧ 1-4-④ 1-5-⑤ 1-6-① 2-2-④ 2-3-⑤]

自助と共助を高めて地域防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

[主な取組]

- ◇ 自主防災組織等の活性化推進
- ◇ 市民の応急手当に関する意識の啓発

2-4-③（消防の体制等強化） [再掲 1-1-⑪ 2-3-① 3-1-⑥ 5-3-④]

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

[主な取組]

- ◇ 消防力の充実・強化

◇ 消防広域応援体制の強化

◇ 防災関係機関の連携強化

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

2-5-①（医療救護活動の体制整備）[再掲 2-7-①]

災害拠点病院における医療従事者の確保を図るため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。

[主な取組]

◇ 非常用自家発電設備の新設

◇ 福祉施設BCPの策定促進

◇ 医療・福祉施設における非常用電源、受水槽の整備

◇ 災害拠点病院連絡会議等を通じた関係機関等との連携強化の推進

2-5-②（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-3-④ 2-7-③ 5-3-① 5-4-④ 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するための広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する。

[主な取組]

◇ 広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路等の整備

◇ 街路事業の推進

◇ 防災・安全交付金事業による歩道等整備促進

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への避難場所、水・食料等の供給不足

2-6-①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。

特に交通結節点周辺や中心市街地など、市外からの訪問客が多数集中するエリアにおいては、できるだけ早急に対策を講じる。

[主な取組]

◇ 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在機能の確保

◇ 負傷者等の一時的・臨時的な救護活動等を支える機能の確保

- ◇ 一時避難場所としての都市公園等の整備
- ◇ 災害時備蓄品の整備
- ◇ 交通結節点周辺等において、大規模自然災害発生時に一時的に集中する避難者等の安全を確保するための溜り空間の確保
- ◇ 事業所等における備蓄推進

2-6-②（下水道施設の耐震化、下水道BCPの実効性向上）[再掲 2-8-① 6-3-①]

下水道施設の被災時に、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生を防ぐため、下水道施設の耐震化を推進する。また、宮崎市上下水道局下水道業務継続計画（下水道BCP）の見直し及び実効性の向上を図る。

[主な取組]

- ◇ 下水道施設の災害対策
- ◇ 集落排水施設の機能保全
- ◇ 避難所における生活環境の改善
- ◇ 汚水処理施設の耐震化の推進(老朽化対策に併せた耐震化)
- ◇ 下水道BCPの推進

2-6-③（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）[再掲 2-8-②]

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

[主な取組]

- ◇ 被災地における感染予防・衛生対策
- ◇ 避難所の健康対策
- ◇ 継続した避難者の健康状態のチェックと、手洗い、うがい、マスク着用の推奨
- ◇ トイレ環境の向上対策の検討
- ◇ エコノミークラス症候群対策の周知及び予防運動の先導
- ◇ 心の健康状態を把握し、要援護者への早期介入と継続的な介入

2-6-④（災害対応マニュアルなどの見直し）[再掲 2-7-②]

災害時の医療体制を確保するため、災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。

[主な取組]

- ◇ 一時滞在施設の確保、水・食料品等の備蓄
- ◇ 県・市町村における備蓄推進
- ◇ 災害対応マニュアル及びBCPの継続的な見直し

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

2-7-①（医療救護活動の体制整備）[再掲 2-5-①]

災害拠点病院における医療従事者の確保を図るため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。

[主な取組]

- ◇ 職員の人材育成及び必要物品の調達
- ◇ 災害拠点病院連絡会議等を通じた関係機関等との連携強化の推進

2-7-②（災害対応マニュアルなどの見直し）[再掲 2-6-④]

災害時の医療体制を確保するため、災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。

[主な取組]

- ◇ 災害対応マニュアル及びBCPの継続的な見直し
- ◇ 福祉施設BCPの策定促進

2-7-③（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-3-④ 2-5-② 5-3-① 5-4-④ 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するための広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する。

[主な取組]

- ◇ 広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路等の整備
- ◇ 防災・安全交付金事業による歩道等整備促進

2-8 被災地における疾病感染症等の大規模発生

2-8-①（下水道施設の耐震化、下水道BCPの実効性向上）[再掲 2-6-② 6-3-①]

下水道施設の被災時に、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生を防ぐため、下水道施設の耐震化を推進する。また、宮崎市上下水道局下水道業務継続計画（下水道BCP）の見直し及び実効性の向上を図る。

[主な取組]

- ◇ 下水道施設の災害対策
- ◇ 集落排水施設の機能保全
- ◇ 汚水処理施設の耐震化の推進(老朽化対策に併せた耐震化)
- ◇ 下水道BCPの推進

2-8-②（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）[再掲 2-6-③]

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

[主な取組]

- ◇ 被災地における感染予防・衛生対策
- ◇ 避難所の健康対策
- ◇ 継続した避難者の健康状態のチェックと、手洗い、うがい、マスク着用の推奨
- ◇ トイレ環境の向上対策の検討
- ◇ エコノミークラス症候群対策の周知及び予防運動の先導
- ◇ 心の健康状態を把握し、要援護者への早期介入と継続的な介入

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3-1-①（公共施設等の耐震化）[再掲 1-1-② 1-2-③]

公共施設等の被災による、人的被害や避難、救助活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

[主な取組]

- ◇ 市公共施設(学校・社会福祉施設等)の耐震化等の推進
- ◇ 消防水利の耐震化
- ◇ 学校の危険ブロック塀の撤去又は改修
- ◇ 認可保育所等の耐震補強又は改築に要する費用の一部補助

- ◇ 児童館・児童センターの整備及び耐震化・長寿命化
- ◇ 個別施設計画(長寿命化計画)
- ◇ 市立の特定教育保育施設の耐震化促進
- ◇ 消防施設の耐震化等
- ◇ 防災拠点となる県・市施設の耐震化等
- ◇ 防災拠点となる本庁舎の耐震化等

3-1-②（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入を推進する。

3-1-③（BCPの見直し等）

業務継続体制を強化するため、市の各業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る。

[主な取組]

- ◇ ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)の推進
- ◇ 防災体制の充実・強化
- ◇ 宮崎市業務継続計画(BCP)の推進
- ◇ 支部職員の災害対応能力の向上
- ◇ 被災後の住民ニーズへの対応
- ◇ 業務継続計画に基づく訓練の実施
- ◇ 業務継続計画の継続的な見直し
- ◇ 災害訓練時におけるBCP実効性の確認

3-1-④（市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）

市役所WAN及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。

3-1-⑤（広域火葬体制等の構築）

災害の規模により、平時どおりの運転が困難となることから、近隣市町村及び近县市町村の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築するため、関係市町村と連携し、情報の共有、協定の締結に基づく、要請、応援を含めた計画の策定と体制を構築する。

また、広域火葬が困難な場合に備えて、一時的埋葬についても計画と体制を構築する。

[主な取組]

- ◇ 広域火葬体制等の構築

3-1-⑥（消防の体制等強化）[再掲 1-1-⑪ 2-3-① 2-4-③ 5-3-④]

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

[主な取組]

- ◇ 消防力の充実・強化
- ◇ 消防広域応援体制の強化
- ◇ 防災関係機関の連携強化
- ◇ 消防対策本部体制の充実・強化

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4-1-①（情報通信機能の耐災害性の強化等）

情報通信の麻痺・長期停止時にも、防災情報等を市民へ情報伝達するため、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

[主な取組]

- ◇ 避難施設における通信整備の確保
- ◇ 市街地等の幹線道路等の無電柱化
- ◇ 消防救急無線通信体制の確保
- ◇ 消防緊急情報システム及び支援システムの適切かつ安定的な運用
- ◇ 非常用発電設備・電源設備の維持管理
- ◇ 市ホームページのサーバーの分散、文字情報ベースの災害モードへの切り替え

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-2-①（情報伝達手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。

[主な取組]

- ◇ 災害情報伝達手段の多様化
- ◇ SNSの活用など、新たな情報伝達手段の導入検討

4-2-②（道路情報提供装置の整備）

情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で発生する人的被害を防ぐため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る。

[主な取組]

- ◇ 道路情報提供装置の整備
- ◇ 関係機関との連携

4-2-③（市の人員確保・体制整備）

情報収集・提供手段の整備の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、必要な人員確保・体制整備を行う。

[主な取組]

- ◇ 非常配備体制の整備

4-2-④（災害発生時の情報発信）

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じた発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションをするなど訓練を行う。

[主な取組]

- ◇ 市民への広報、広聴機能の整備
- ◇ 災害対策本部設置訓練等における情報伝達訓練の実施
- ◇ 各種タイムラインの継続的な見直し

4-2-⑤（市民等への災害情報提供）

市民等への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。

また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。

[主な取組]

- ◇ 市民への広報、広聴機能の整備
- ◇ 自主防災組織等の活性化推進
- ◇ 放送事業者・通信事業者における災害対策

5 大規模自然災害発生直後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による市内経済の停滞

5-1-①（サプライチェーン確保のための道路等の防災、震災対策等の推進）

道路施設等が被災し、サプライチェーンが寸断されることに伴う、企業活動等の停滞を防ぐため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮・降灰対策等を推進する。

[主な取組]

- ◇ サプライチェーン確保のための道路等の防災、震災対策等の推進
- ◇ 港湾の防災対策の推進
- ◇ 高速道路のミッシングリンクの早期解消
- ◇ 橋りょう・道路ストックの定期点検、適切な修繕による長寿命化
- ◇ 道路降灰除去事業の推進

5-1-②（無電柱化等）[再掲 1-3-⑥ 6-1-③ 6-4-②]

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

[主な取組]

- ◇ 民間事業者との情報共有及び推進体制の強化
- ◇ 市街地等における道路の無電柱化

5-1-③（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等）[再掲 5-2-① 5-3-③ 8-6-④]

中小企業者における事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続マネジメント（BCM）の構築に向けた取組への支援情報の周知・広報を行う。

[主な取組]

- ◇ 企業防災の促進
- ◇ 中小企業への金融支援
- ◇ 中小企業におけるBCP策定支援情報等の周知・広報

5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

5-2-①（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等）[再掲 5-1-③ 5-3-③ 8-6-④]

中小企業者における事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続マネジメント（BCM）の構築に向けた取組への支援情報の周知・広報を行う。

[主な取組]

- ◇ 企業防災の促進
- ◇ 中小企業におけるBCP策定支援情報等の周知・広報

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

5-3-①（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-3-④ 2-5-② 2-7-③ 5-4-④ 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するための広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する。

[主な取組]

- ◇ 広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路等の整備
- ◇ 個別施設計画(長寿命化)
- ◇ 防災・安全交付金事業による歩道等整備促進

5-3-②（農業用ため池等の防災対策）[再掲 5-5-③]

農業用ため池の耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所 の点検を進める。

[主な取組]

- ◇ 農業用ため池等の防災対策

5-3-③（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等）[再掲 5-1-③ 5-2-① 8-6-④]

中小企業者における事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続マネジメント（BCM）の構築に向けた取組への支援情報の周知・広報を行う。

[主な取組]

- ◇ 企業防災の推進
- ◇ 中小企業におけるBCP策定支援情報等の周知・広報

5-3-④（消防の体制等強化）[再掲 1-1-⑪ 2-3-① 2-4-③ 3-1-⑥]

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われ

る体制を構築する。

[主な取組]

- ◇ 防災関係機関の連携強化

5-4 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能の停止

5-4-①（備蓄物資の供給体制等の強化）[再掲 2-1-④ 2-3-⑦ 5-5-①]

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

[主な取組]

- ◇ 主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進
- ◇ 協定締結事業所との情報伝達訓練の実施
- ◇ 災害時における食糧等物資の供給協力協定の必要に応じた見直し

5-4-②（緊急物資の輸送体制の構築）[再掲 5-5-②]

食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備促進を図るとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

[主な取組]

- ◇ 緊急輸送等のための交通インフラの確保
- ◇ 高速道路のミッシングリンクの早期解消
- ◇ 防災関係機関の連携強化
- ◇ 各種団体との協定や連携の強化

5-4-③（災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保）

輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害及び降灰などへの対策等を進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送手段間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。

迂回路として活用できる農道等について、道路管理者間で幅員、通行可能荷重等の情報共有を進める。

[主な取組]

- ◇ 災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保
- ◇ 東九州新幹線の整備計画路線への格上げ

◇ 複数輸送ルート確保

◇ 橋りょう、市道及びトンネルに係る道路台帳の補正・情報共有

5-4-④（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-3-④ 2-5-② 2-7-③ 5-3-① 6-4-① 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するための広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する。

[主な取組]

◇ 広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路等の整備

◇ 防災・安全交付金事業による歩道等整備促進

5-5 食糧等の安定供給の停滞

5-5-①（備蓄物資の供給体制等の強化）[再掲 2-1-④ 2-3-⑦ 5-4-①]

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

[主な取組]

◇ 災害時備蓄品の整備

◇ 防災関係機関の連携強化

◇ 協定締結事業所との情報伝達訓練の実施

◇ 災害時における食糧等物資の供給協力協定の必要に応じた見直し

◇ 家庭・事業所等での備蓄促進

◇ 緊急輸送等のための交通インフラの確保

5-5-②（緊急物資の輸送体制の構築）[再掲 5-4-②]

食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備促進を図るとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

[主な取組]

◇ 企業防災の促進

◇ 自然災害に強い生産基盤の整備

◇ 食品事業者等との連携強化

◇ 輸送ルート確保

◇ 各種団体との協定や連携の強化

5-5-③（農業用ため池の防災対策）[再掲 5-3-②]

人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及びハザードマップの作成を行うと併にマップの周知を図る。また、豪雨・地震等による決壊の恐れがあるため池の整備を推進する。

[主な取組]

- ◇ 農業用ため池の防災対策
- ◇ 基幹的農業水利施設の長寿命化

6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともにこれらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料・LPガスサプライチェーン等の機能の停止

6-1-①（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。

[主な取組]

- ◇ 自立・分散型エネルギーの導入促進
- ◇ 市民による太陽光発電システム導入への補助
- ◇ 太陽光発電システムや蓄電池の普及啓発

6-1-②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）[再掲 7-2-① 7-5-①]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。

[主な取組]

- ◇ 企業防災の促進
- ◇ 特定事業所の自衛防災組織及び関係機関との連携を図った消防訓練の実施

6-1-③（無電柱化等）[再掲 1-3-⑥ 5-1-② 6-4-②]

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

[主な取組]

- ◇ 民間事業者との情報共有及び推進体制の強化
- ◇ 市街地等における道路の無電柱化

6-2 上水道・農工業用水等の長期間にわたる供給停止

6-2-①（水道施設の耐震化）[再掲 2-1-①]

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

[主な取組]

- ◇ 水道施設の耐震化
- ◇ 健全な水循環の維持・回復
- ◇ 工業用水道施設の耐震化推進
- ◇ 上水道送水管の計画的な更新の推進
- ◇ 上水道施設等の耐震化推進
- ◇ 農業用水事業における地震対策

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

6-3-①（下水道施設の耐震化、下水道BCPの実効性向上）[再掲 2-6-② 2-8-①]

下水道施設の被災時に、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生を防ぐため、下水道施設の耐震化を推進する。また、宮崎市上下水道局下水道業務継続計画（下水道BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

[主な取組]

- ◇ 下水道施設の災害対策・機能の保全
- ◇ 集落排水施設の機能保全
- ◇ 污水处理施設の耐震化の推進（老朽化対策に併せた耐震化）
- ◇ 下水道BCPの推進
- ◇ 下水道管路の災害対策・機能の保全

6-3-②（し尿処理施設の防災対策の強化）

し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等を進める。

[主な取組]

- ◇ し尿処理施設の防災対策の強化
- ◇ 浄化槽の強靱化対策

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

6-4-①（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-3-④ 2-5-② 2-7-③ 5-3-① 5-4-④ 7-2-②]

災害時の緊急輸送を確保するための広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する。

[主な取組]

- ◇ 広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路等の整備
- ◇ 防災・安全交付金事業による歩道等整備促進

6-4-②（無電柱化等）[再掲 1-3-⑥ 5-1-② 6-1-③]

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

[主な取組]

- ◇ 民間事業者との情報共有及び推進体制の強化
- ◇ 市街地等における道路の無電柱化

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

7-1-①（消火・救助活動能力の強化）

火災、救助、救急事案が同時に多発する時に、消防力が劣勢になることを防ぐため、施設・消防水利の強化を図る。

また、市郡医師会病院等の災害派遣医療チーム（DMAT）を養成するなど、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。

[主な取組]

- ◇ 自主防災組織等の活性化推進
- ◇ 消防広域応援体制の強化

- ◇ 消防(団含む)車輛、資機材の整備
- ◇ 消防の施設、装備資機材等の充実強化
- ◇ 消防水利の充実強化
- ◇ 消防局と市郡医師会病院等との合同での多数傷病者事故対応訓練の実施

7-1-②（災害に強いまちづくりの推進）[再掲 1-1-⑨]

住宅密集地や市街地の大規模火災による、多数の死傷者の発生を抑えるため、街路事業や土地地区画整理事業、市街地再開発事業、旧耐震基準に基づく木造建築物等の耐震化の促進などにより、密集市街地等における災害に強いまちづくりを推進する。

[主な取組]

- ◇ 公園・緑地等の整備による防災空間の確保
- ◇ 土地地区画整理事業の推進
- ◇ 市街地再開発事業の促進
- ◇ 優良建築物等整備事業等の促進
- ◇ 街路事業の推進
- ◇ 木造建築物等の耐震化の促進

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

7-2-①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）[再掲 6-1-② 7-5-①]

危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を図る。

[主な取組]

- ◇ 企業防災の促進
- ◇ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合の推進
- ◇ 防災規程等に定める災害時の対応等の必要に応じた見直し

7-2-②（広域道路等の整備）

[再掲 1-3-⑤ 2-1-③ 2-3-④ 2-5-② 2-7-③ 5-3-① 5-4-④ 6-4-①]

災害時の緊急輸送を確保するための広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路とともに、市内の幹線道路や生活道路の整備を促進する。

[主な取組]

- ◇ 広域道路、緊急輸送道路及び重要物流道路等の整備

◇ 防災・安全交付金事業による歩道等整備促進

7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

7-3-①（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）[再掲 1-1-④ 1-3-⑨]

港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊による避難や応急対応への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

[主な取組]

- ◇ 交通施設、沿線・沿道建物の耐震化
- ◇ 通学路・狭隘道路等周辺の危険ブロック塀等の撤去又は改修
- ◇ 市街地等における道路の無電柱化
- ◇ 主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進
- ◇ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の促進
- ◇ 宮崎港の耐震化

7-3-②（公共交通の安全確保のための施設整備）[再掲 1-1-⑤ 1-2-⑤ 1-3-⑩]

施設の倒壊等による公共交通の機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化した施設について、状況に応じて整備・改修を行う。

[主な取組]

- ◇ 外国人を含む旅行者等への防災対策
- ◇ 個別施設計画(長寿命化)

7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7-4-①（ダムの補強対策等の促進）

ダム機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画に基づき、効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行うよう要請する。

ため池等における、堤体の決壊等に伴う下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、避難路等を示したハザードマップの作成を行うなど、ハード整備とソフト対策を一体的に推進するよう要請する。

[主な取組]

- ◇ ダムの補強対策等の促進
- ◇ ダム施設の長寿命化

- ◇ 農業用ため池の防災対策
- ◇ 農業用河川工作物施設の適正補修と長寿命化

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

7-5-①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 6-1-② 7-2-①〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。

[主な取組]

- ◇ 企業防災の促進
- ◇ 特定事業所の自衛防災組織及び関係機関との連携を図った消防訓練の実施
- ◇ 危険物施設、高圧ガス設備等の安全確保等

7-5-②（有害物質の流出対策等の推進）

有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、国等と連携して対応する。

[主な取組]

- ◇ 防災関係機関の連携強化
- ◇ マニュアルの継続的な見直し

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の発生

7-6-①（農地浸食防止対策の推進）

豪雨による農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

[主な取組]

- ◇ 山地災害の復旧や土砂流出防止
- ◇ 農業用ため池の防災対策
- ◇ 農地浸食防止対策の推進
- ◇ 農地農業用施設の保全

7-6-②（適切な森林整備）

大規模な森林被害を防ぐため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

[主な取組]

- ◇ 森林の整備
- ◇ 木材利用を促進する技術開発

7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

7-7-①（災害復興に向けた観光プロモーション）

災害後の安全性への不安により本県への旅行等を控える観光客対策として、観光事業者と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションや誘客素材となる旅行商品の開発を行う。

[主な取組]

- ◇ 企業防災の促進
- ◇ 災害復興に向けた観光プロモーション

8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-1-①（災害廃棄物処理計画の推進）

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

[主な取組]

- ◇ 災害廃棄物処理計画の推進

8-1-②（仮置場の確保）

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を一時保管するための仮置場を確保する。

[主な取組]

- ◇ 災害廃棄物（ゴミ）処理のための仮置場・処理場候補地の選定
- ◇ 災害廃棄物処理計画に基づく仮置場候補地の継続的な見直し

8-1-③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物の処理等について、県や、県産業資源循環協会をはじめとする各協定先団体との体制の実効性向上に取り組む。あわせて、処理災害廃棄物の分別及び排出方法を守っていただくため、その啓発に努めていく。

[主な取組]

- ◇ 災害廃棄物の処理に係る協力体制の強化
- ◇ 災害発生後のごみ収集に関する情報提供及び情報収集手段の確立
- ◇ 市民の災害廃棄物の分け方・出し方についての啓発

8-2 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2-①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）[再掲 8-4-③ 8-6-⑤]

道路啓開等の担い手不足を解消するため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

[主な取組]

- ◇ 建設業の担い手育成
- ◇ 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成
- ◇ 防災関係機関の連携強化
- ◇ 建設工事における週休2日試行工事の実施

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-3-①（地域力強化の支援）

災害時の市民の対応力を向上するため、自治会や地域まちづくり推進委員会の活動支援のほか、自主防災組織による訓練や防災教育等を通じた地域づくりや地域力を高めるための支援等の取組の充実を図る。

[主な取組]

- ◇ 自主防災組織等の活性化推進
- ◇ 地域交通網の確保
- ◇ 中山間地域の振興

8-4 高速道路・港湾・空港・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-4-①（地域交通網の確保）

地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行費補助等により、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備を推進する。

[主な取組]

- ◇ 主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進
- ◇ 東九州新幹線の整備計画路線への格上げ
- ◇ コミュニティ交通運営支援事業
- ◇ コミュニティ交通試験運行補助事業
- ◇ 地方バス路線存続支援事業

8-4-②（液状化危険度の高い地域への住民周知等）

大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る。

[主な取組]

- ◇ 農業用ため池の防災対策
- ◇ 農地農業用施設の保全
- ◇ 液状化危険度分布図等のホームページ等による周知

8-4-③（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）[再掲 8-2-① 8-6-⑤]

道路啓開等の担い手不足を解消するため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

[主な取組]

- ◇ 建設業の担い手育成
- ◇ 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成
- ◇ 建設工事における週休2日試行工事の実施

8-4-④（地籍調査の推進）

円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査等のさらなる推進を図る。

[主な取組]

- ◇ 地籍調査の推進

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-5-①（河川海岸の耐震対策）

浸水被害軽減のために整備する河川・海岸施設整備について、耐震対策も検討しながら計画的に推進する。

[主な取組]

- ◇ 海岸保全施設整備事業
- ◇ 河川施設の耐震対策

8-6 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

8-6-①（応急仮設住宅供給体制の充実）

南海トラフ地震等の被害想定をふまえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制を確立するため、候補地台帳を整備する。

[主な取組]

- ◇ 応急仮設住宅供給体制の充実

8-6-②（農地農業用施設の保全）

農用地は豪雨や地震による被害により、農産物の生産活動に直接悪影響を受けるため、農地及び農道や用排水路等の農業用施設を総合的に造成することで被害を受けにくく、或いは、復旧しやすい農業地域を形成するよう事業を推進する。

[主な取組]

- ◇ 農地農業用施設の保全

8-6-③（罹災証明交付体制の整備）

罹災証明発行の応援受入に関して、交付体制を整える。

[主な取組]

- ◇ 罹災証明交付体制の整備

8-6-④（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等）[再掲 5-1-③ 5-2-① 5-3-③]

中小企業者における事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続マネジメント（BCM）の構築に向けた取組への支援情報の周知・広報を行う。

[主な取組]

- ◇ 企業防災の促進

- ◇ 中小企業への金融支援
- ◇ 中小企業におけるBCP策定支援情報等の周知・広報

8-6-⑤（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）[再掲 8-2-① 8-4-③]

道路啓開等の担い手不足を解消するため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

[主な取組]

- ◇ 建設業の担い手育成
- ◇ 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成
- ◇ 建設工事における週休2日試行工事の実施

8-6-⑥（離職者の再就職支援）

地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、労働相談や求人情報等の提供等について、県や労働局と引き続き連携を図り、速やかに対応できるよう協議・検討していく。

[主な取組]

- ◇ 離職者の再就職支援

第2節 指標

推進方針で示した本市の主な取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

起きてはならない最悪の事態 「リスクシナリオ」	指標の名称【KPI】	指標【KPI】の現況値	指標【KPI】の目標値
1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	市民1人あたりの公園面積 [再掲 7-1]	令和元年7月1日現在 23.54㎡/人	令和6年度 23.48㎡/人
	住宅用火災警報器の作動点検率	令和元年度 40.9%	令和6年度 62.0%
	消防団員充足率	令和元年度 96.0%	令和6年度 96.0%
	耐震診断支援件数（累計） 耐震改修工事補助件数（累計）	令和元年度 耐震診断：466戸 耐震改修：99戸	令和6年度 耐震診断：540戸 耐震改修：140戸
	防火管理者の選任率	令和元年度 94.4%	令和6年度 94.5%
	老朽化により早期に対策が必要と判断された橋梁の修繕割合 [再掲 1-2 1-3 2-1 5-1 6-4]	令和元年度 55.9%	令和6年度 75.0%
	出前講座（防災講座）の参加者数 [再掲 1-3 1-4 1-5 1-6 2-1 2-2 2-3 2-6]	令和元年度 16,222人	令和6年度 2,900人
	市の登録料の助成を受けた防災士の数 [再掲 1-3 1-4 1-5 1-6 2-3 4-2 7-1 8-3]	令和元年度 92人	令和6年度 95人
	総人口に対する用途地域内の人口の割合 [再掲 7-1]	平成27年度 84.3%	令和6年度 85.1%
	総人口に対する人口集中地区の割合 [再掲 7-1]	平成27年度 69.4%	令和6年度 70.1%
無電柱化延長 ○宮崎駅東通線 L=1,974m ○稗原通線 L=913m [再掲 1-3 2-7 4-1 5-1 6-1 6-4 7-1 7-3]	令和4年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m	令和6年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m	
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	非構造部材耐震化率	平成30年度 37.4%	令和6年度 69.0%
	老朽化により早期に対策が必要と判断された橋梁の修繕割合 [再掲 1-1 1-3 2-1 5-1 6-4]	令和元年度 55.9%	令和6年度 75.0%
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	都市計画決定道路（市道）の改良延長	平成30年度 115.1km	令和6年度 116.9km
	無電柱化延長 ○宮崎駅東通線 L=1,974m ○稗原通線 L=913m [再掲 1-1 2-7 4-1 5-1 6-1 6-4 7-1 7-3]	令和4年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m	令和6年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m
	老朽化により早期に対策が必要と判断された橋梁の修繕割合 [再掲 1-1 1-2 2-1 5-1 6-4]	令和元年度 55.9%	令和6年度 75.0%
	出前講座（防災講座）の参加者数 [再掲 1-1 1-4 1-5 1-6 2-1 2-2 2-3 2-6]	令和元年度 16,222人	令和6年度 2,900人
	市の登録料の助成を受けた防災士の数 [再掲 1-1 1-4 1-5 1-6 2-3 4-2 7-1 8-3]	令和元年度 92人	令和6年度 95人
	一時避難ビルの指定数	令和元年度 271棟	令和6年度 300棟

起きてはならない最悪の事態 「リスクシナリオ」	指標の名称【KPI】	指標【KPI】の現況値	指標【KPI】の目標値
1-4 台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	都市浸水対策達成率	平成30年度 56.3%	令和11年度 60.0%
	出前講座（防災講座）の参加者数 〔再掲 1-1 1-3 1-5 1-6 2-1 2-2 2-3 2-6〕	令和元年度 16,222人	令和6年度 2,900人
	市の登録料の助成を受けた防災士の数 〔再掲 1-1 1-3 1-5 1-6 2-3 4-2 7-1 8-3〕	令和元年度 92人	令和6年度 95人
1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態	土砂災害危険区域対策未施工校数（※随時、区域指定がなされるため、更新の可能性あり。）	平成30年度 残り8校	令和17年度 残り0校
	出前講座（防災講座）の参加者数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-6 2-1 2-2 2-3 2-6〕	令和元年度 16,222人	令和6年度 2,900人
	市の登録料の助成を受けた防災士の数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-6 2-3 4-2 7-1 8-3〕	令和元年度 92人	令和6年度 95人
1-6 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	Wi-Fiスポットの維持管理箇所数	平成30年度 6箇所	令和6年度 8箇所
	防災メール配信件数	令和元年度 —	令和6年度 23,000件
	出前講座（防災講座）の参加者数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-5 2-1 2-2 2-3 2-6〕	令和元年度 16,222人	令和6年度 2,900人
	市の登録料の助成を受けた防災士の数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-5 2-3 4-2 7-1 8-3〕	令和元年度 92人	令和6年度 95人
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	浄水施設の主要構造物の耐震化率 〔再掲 6-2〕	令和2年度 29.2%	令和11年度 69.8%
	配水池耐震施設率 〔再掲 6-2〕	令和2年度 75.3%	令和11年度 90.0%
	老朽化により早期に対策が必要と判断された橋梁の修繕割合 〔再掲 1-1 1-2 1-3 5-1 6-4〕	令和元年度 55.9%	令和6年度 75.0%
	出前講座（防災講座）の参加者数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-5 1-6 2-2 2-3 2-6〕	令和元年度 16,222人	令和6年度 2,900人
2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	出前講座（防災講座）の参加者数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-5 1-6 2-1 2-3 2-6〕	令和元年度 16,222人	令和6年度 2,900人
	出前講座（防災講座）の参加者数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-5 1-6 2-1 2-2 2-6〕	令和元年度 16,222人	令和6年度 2,900人
2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	市の登録料の助成を受けた防災士の数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-5 1-6 4-2 7-1 8-3〕	令和元年度 92人	令和6年度 95人
	出前講座（防災講座）の参加者数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-5 1-6 2-1 2-2 2-6〕	令和元年度 16,222人	令和6年度 2,900人
2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災地における救助・救急活動等の絶対的不足	応急手当受講者数	令和元年度 16,216人	令和6年度 20,000人
2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への避難場所、水・食料等の供給不足	出前講座（防災講座）の参加者数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-5 1-6 2-1 2-2 2-3〕	令和元年度 16,222人	令和6年度 2,900人
2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援	無電柱化延長 ○宮崎駅東通線 L=1,974m	令和4年度 ○宮崎駅東通線	令和6年度 ○宮崎駅東通線

起きてはならない最悪の事態 「リスクシナリオ」	指標の名称【KPI】	指標【KPI】の現況値	指標【KPI】の目標値
ルート途絶による医療機能の麻痺	○稗原通線 L=913m 〔再掲 1-1 1-3 4-1 5-1 6-1 6-4 7-1 7-3〕	L=1,260m ○稗原通線 L=913m	L=1,260m ○稗原通線 L=913m
2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生	消毒液の保有数	令和元年度 260本	令和6年度 2,000本
3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	火葬場の一日あたりの処理件数	24体	36体
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	119番通報入電から救急出動指令までの時間	令和元年度 107秒	令和6年度 100秒
	無電柱化延長 ○宮崎駅東通線 L=1,974m ○稗原通線 L=913m 〔再掲 1-1 1-3 2-7 5-1 6-1 6-4 7-1 7-3〕	令和4年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m	令和6年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	市政情報の発信に満足している市民の割合	令和元年度 58.4%	令和6年度 62.4%
	市の登録料の助成を受けた防災士の数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-5 1-6 2-3 7-1 8-3〕	令和元年度 92人	令和6年度 95人
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による市内経済の停滞	老朽化により早期に対策が必要と判断された橋梁の修繕割合 〔再掲 1-1 1-2 1-3 2-1 6-4〕	令和元年度 55.9%	令和6年度 75.0%
	無電柱化延長 ○宮崎駅東通線 L=1,974m ○稗原通線 L=913m 〔再掲 1-1 1-3 2-7 4-1 6-1 6-4 7-1 7-3〕	令和4年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m	令和6年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料・LPガスサプライチェーン等の機能の停止	太陽光発電設備導入容量（10kw未満）	平成30年度 65,194kw	令和6年度 89,775kw
	無電柱化延長 ○宮崎駅東通線 L=1,974m ○稗原通線 L=913m 〔再掲 1-1 1-3 2-7 4-1 5-1 6-4 7-1 7-3〕	令和4年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m	令和6年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m
6-2 上水道・農工業用水等の長期間にわたる供給停止	基幹管路の耐震化率	令和2年度 42.3%	令和11年度 48.4%
	浄水施設の主要構造物の耐震化率 〔再掲 2-1〕	令和2年度 29.2%	令和11年度 69.8%
	配水池耐震施設率 〔再掲 2-1〕	令和2年度 75.3%	令和11年度 90.0%
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	し尿処理施設の運用の検討、及び長寿命化計画の策定	令和元年度 基本設計予算要求	令和2年度 基本設計完了
	重要な幹線の地震対策実施率（管きよ）	平成30年度 79.6%	令和6年度 90.4%
	重要な施設の耐震化率（処理場・ポンプ場）	平成30年度 33.3%	令和11年度 94.7%
	重要な施設の耐津波化率（処理場・ポンプ場）	平成30年度 12.0%	令和11年度 38.0%
	重要路線内の要改善老朽下水道管きよ改善率	令和元年度 41.2%	令和6年度 78.0%
	単独処理浄化槽転換促進補助件数	令和元年度 37件予定	年間35件
	要改善老朽下水道（雨水）管きよ改善率	※R5年度までに管路調査を実施し、調査結果を基にR6年度以降の要改善延長を決定するため、現時点では不明	※R5年度までに管路調査を実施し、調査結果を基にR6年度以降の要改善延長を決定するため、現時点では不明

起きてはならない最悪の事態 「リスクシナリオ」	指標の名称【KPI】	指標【KPI】の現況値	指標【KPI】の目標値
	要改善老朽化施設（雨水ポンプ場）改善率【予防保全】	平成30年度 0.0%	令和11年度 100%
	要改善老朽化施設（処理場・汚水ポンプ場）改善率【予防保全】	平成30年度 15.5%	令和11年度 100%
	要改善老朽農集施設（管きよ・処理場・ポンプ場）改善率	令和4年度 0%	令和11年度 100%
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	老朽化により早期に対策が必要と判断された橋梁の修繕割合 〔再掲 1-1 1-2 1-3 2-1 5-1〕	令和元年度 55.9%	令和6年度 75.0%
	無電柱化延長 ○宮崎駅東通線 L=1,974m ○稗原通線 L=913m 〔再掲 1-1 1-3 2-7 4-1 5-1 6-1 7-1 7-3〕	令和4年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m	令和6年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m
7-1 市街地での大規模火災の発生	市民1人あたりの公園面積 〔再掲 1-1〕	令和元年7月1日現在 23.54㎡/人	令和6年度 23.48㎡/人
	無電柱化延長 ○宮崎駅東通線 L=1,974m ○稗原通線 L=913m 〔再掲 1-1 1-3 2-7 4-1 5-1 6-1 6-4 7-3〕	令和4年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m	令和6年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m
	市の登録料の助成を受けた防災士の数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-5 1-6 2-3 4-2 8-3〕	令和元年度 92人	令和6年度 95人
	総人口に対する用途地域内の人口の割合 〔再掲 1-1〕	平成27年度 84.3%	令和6年度 85.1%
	総人口に対する人口集中地区の割合 〔再掲 1-1〕	平成27年度 69.4%	令和6年度 70.1%
7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	無電柱化延長 ○宮崎駅東通線 L=1,974m ○稗原通線 L=913m 〔再掲 1-1 1-3 2-7 4-1 5-1 6-1 6-4 7-1〕	令和4年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m	令和6年度 ○宮崎駅東通線 L=1,260m ○稗原通線 L=913m
7-5 有害物質の大規模拡散・流出	公共用水域環境基準（BOD）達成率	令和元年度 100%	令和6年度 100%
7-6 農地・森林等の荒廃による被害の発生	植林面積	令和元年度 153ha	令和6年度 160ha
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	ごみ分別アプリの登録者数（インストール数）	令和元年12月末現在 54,992件	令和6年度 150,000件
	災害廃棄物処理協力に関する協定内容の見直し	令和元年度 0箇所	8箇所
	住民用仮置場セットの配布数	令和元年度 0箇所	200箇所
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	市の登録料の助成を受けた防災士の数 〔再掲 1-1 1-3 1-4 1-5 1-6 2-3 4-2 7-1〕	令和元年度 92人	令和6年度 95人
【指標】 この指標は、第5章の推進方針の主な取組について、第五次宮崎市総合計画、第2期宮崎市地方創生総合戦略に基づく指標と各種個別計画に掲載された指標を掲載している。			

第6章

第6章 市地域計画の推進と不断の見直し

1 市の他の計画等の必要な見直し

市地域計画は、地域の強靱化の観点から、市地域計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市地域計画で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、市地域計画との整合性を図るものとする。

2 市地域計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、市地域計画の施策の推進方針に沿って、毎年度さまざまな施策を実行していくため、市地域計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行うものとする。

3 市地域計画の不断の見直し

市地域計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、宮崎市総合計画に合わせて令和6年度（4年後）を目標年次とするが、必要に応じて見直すものとする。

用語解説

か行

- ・ **業務継続計画（BCP）**

BCPはBusiness Continuity Planの略。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画である。

さ行

- ・ **災害派遣医療チーム（DMAT）**

DMATは、Disaster Medical Assistance Teamの略。医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね48時間以内）の活動を担う。

- ・ **サプライチェーン**

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称である。

- ・ **事業継続マネジメント（BCM）**

BCMは、Business Continuity Managementの略。BCPの策定から推進、見直しなど全体を管理すること。

- ・ **冗長性**

余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていること。

- ・ **脆弱**

脆くて弱い性質又は性格のこと。

- ・ **全国瞬時警報システム（Jアラート）**

通信衛星を利用し、国が発する緊急情報を都道府県及び全国の市町村へ瞬時に伝達するシステムである。

た行

- ・ **道路啓開**

災害時に、人命救助や緊急物資の輸送のため緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。

な行

- ・ **内水**

一般的に、河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。内水ハザードマップにおける内水の意味は、公共下水道により雨水を排除できる区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道や水路、河川などに雨水を排除できないことにより地表面に溜まった水のこと。

は行

- ・ **ハザードマップ**

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図であり、土砂災害や浸水

の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載している。

わ行

- ・ **WAN**

Wide Area Networkの略。遠隔地間で構築されるネットワークのこと。